

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	65 件
国民年金関係	54 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	113 件
国民年金関係	62 件
厚生年金関係	51 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和49年2月に郵便局で納付し、領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した昭和49年2月20日付の領収証書を所持しており、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、当初未納とされていた申立期間直後の昭和47年1月から同年3月までの期間の保険料については、上記領収証書により、納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理に過誤が認められる。

申立期間について、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月及び3月  
② 昭和49年4月から50年12月まで

私は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、60歳に至るまで、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、また、申立人の夫は、昭和47年4月以降、当該期間を含め、自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付時期、一括納付したとする期間等に関する記憶が曖昧である上、申立人の夫も、当該期間の保険料は未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年4月から45年3月まで

私は、昭和35年秋ごろ、自宅に来た区役所の職員から国民年金加入の勧誘を受けて、夫婦共に加入した。

申立期間①については、夫が、区役所で転居に伴う各種手続をした際に、夫婦二人分の国民年金保険料を1年分まとめて納付した。また、申立期間②については、転居後、隣人に紹介された区の集金人に保険料を納付していた。転居当初の納付は、夫が夫婦二人分の保険料を1年分まとめて納付し、その後は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入経緯及び当該期間の国民年金保険料の納付手続等に関して具体的に記憶しており、また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年3月ごろ、夫婦連番で払い出されていることが認められるとともに、当時、申立人が居住していた区では、区の職員が国民年金の加入勧奨のため戸別訪問をしていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の住所変更手続をした時期及び当該期間の保険料の納付方法、納付時期等の納付手続に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年4月から40年8月まで  
③ 昭和41年4月から44年3月まで

私は、昭和35年秋ごろ、自宅に来た区役所の職員から国民年金加入の勧誘を受けて、夫婦共に加入した。

申立期間①については、私が、区役所で転居に伴う各種手続をした際に、夫婦二人分の国民年金保険料を1年分まとめて納付した。また、申立期間②及び③については、転居後、隣人に紹介された区の集金人に保険料を納付していた。転居当初の納付は、私が夫婦二人分の保険料を1年分まとめて納付し、その後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入経緯及び当該期間の国民年金保険料の納付手続等に関して具体的に記憶しており、また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年3月ごろ、夫婦連番で払い出されていることが認められるとともに、当時、申立人が居住していた区では、区の職員が国民年金の加入勧奨のため戸別訪問をしていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の住所変更手続をした時期及び当該期間の保険料の

納付方法、納付時期等の納付手続に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年10月まで

私は、家族に勧められて、国民年金制度発足のころに、区役所出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。国民年金手帳に印紙を貼って納付していたと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年5月ごろに払い出されていることが認められ、また、申立人は、国民年金の加入に至った経緯及び国民年金保険料の納付方法、納付場所等について具体的に記憶している上、加入手続及び保険料の納付手続をしたと説明する区役所出張所では、申立期間当時、国民年金の加入及び保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの 1 年分の国民年金保険料を納付書により郵便局で納付し、その後の 54 年 4 月以降の保険料は、取引金融機関の口座から口座振替で納付していた。また、申立期間当時の国民年金の手続きは、転居に伴う諸手続きとともに、夫がしてくれたと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が厚生年金保険期間中の昭和 47 年 12 月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間前後の保険料は前納している。

また、申立人の国民年金の手続きをしたとする夫は、転居に伴う諸手続きとともに、申立人の国民年金の手続きをした状況及び保険料の振替口座等について具体的に記憶している上、転入手続きをしたころに、当該区から申立人に送付された保険料の納付案内の書面等（昭和 53 年度の 1 年分の納付書とともに郵送されたもの）を所持しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料は私と母で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の母親は、加入手続きをした場所等の状況に関する記憶が明確であり、母親が説明する保険料の納付方法は、申立期間当時申立人が居住していた市の納付方法と合致している上、申立期間は12か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、将来年金が多く受け取れると言われ、国民年金の付加保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入手続と同時に付加保険料の加入手続をした時期、場所を明確に記憶している。また、申立人が納付したと説明する付加保険料額は当時の金額と合致しており、保険料の納付場所等に関する記憶も具体的である上、申立人と平成 14 年から 17 年ごろに一緒に働いていた同僚は、申立人から申立期間の付加保険料を納付していたと聞いたことがあると証言しているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 2562

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月及び同年5月  
私の国民年金保険料は、妻が夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の厚生年金保険と国民年金との切替手続は適切に行われている。また、保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料は申立人の厚生年金保険の資格喪失に伴う第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行い納付していること、申立人の妻が納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致すること、申立期間は2か月と短期間であることなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から52年9月まで

私は、申立期間当時に居住していた地区の納付組織に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の生活状態に大きな変化は認められない。

また、申立人が居住していた村では、申立期間当時、地域住民による納付組織が保険料を収納していたことが確認できる上、申立期間当時に同地区の集金を担当していた近隣住民は、申立人の保険料を収納していたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の平成5年6月、同年10月、同年11月、平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月  
② 平成5年10月及び同年11月  
③ 平成6年2月及び同年3月

私は、申立期間当時は大学生で経済的には大変だったが、自分でアルバイトをして貯めたお金で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は、就職後に未納分として納付書が送られてきたため、近隣の金融期間で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月に国民年金に加入して以降、平成6年4月に資格を喪失するまでの加入期間31か月のうち、申立期間以外の国民年金保険料を納付しており、申立期間は合計で5か月と短期間である。また、申立人は、就職した後に社会保険庁から送付された納付書に基づき申立期間の保険料を納付したと説明しており、その納付場所や納付方法等納付の状況に関する説明は具体的で、当時の保険料の納付方法等ともおおむね一致しているなど、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 36 年 9 月に国民年金に加入する手続きを行い、以後、妻が出産するまでの期間は私自身が区の出張所で国民年金保険料を納付していた。出産後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間前後の保険料がすべて現年度納付されている上、申立期間は 3 か月と短期間である。また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、現在所持している年金手帳に記載されている国民年金被保険者の資格取得日は、国民年金の加入、手続や保険料の納付開始時期を示すものと理解していたと説明しており、制度の内容を誤解しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年6月まで

私は、国民年金の加入手続をした後、しばらくして今なら厚生年金と国民年金をつなげられると言われ、3回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、第2回特例納付で申立期間直後の昭和41年7月から47年3月までの保険料を納付していることが特殊台帳から確認でき、保険料の納付方法、納付場所、納付金額及び納付回数に関する申立人の記憶も鮮明である上、申立人が納付したとする金額は、昭和41年1月から47年3月までの75か月間を納付した金額に一致するなど、申立期間のうち41年1月から6月までの期間については、第2回特例納付で保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和38年6月から昭和40年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したと記憶している金額では、当該期間の保険料を納付することはできないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和42年ごろに、集金人か区役所の職員に国民年金に加入するよう言われ、区役所で夫と一緒に国民年金の加入手続をし、その際に国民年金保険料をさかのぼって一緒に納付した。その後の特例納付の実施期間に夫婦二人分の未納期間の保険料を夫がまとめて納付した。夫は特例納付及び過年度納付などにより、すべての期間の保険料が納付済みであり、夫は私の保険料も一緒に納付したのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は国民年金の強制加入被保険者であった。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は同時期に払い出され、保険料を一緒に納付していたとする申立人の記憶は具体的である上、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間は過年度納付により、昭和36年4月から40年3月までの期間は第2回特例納付により保険料が納付済みとなっていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月及び8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年10月から49年4月まで  
②昭和49年8月から同年12月まで  
③昭和60年7月及び8月

私は、転居後の昭和45年10月ごろに、区の出張所で当時の夫と二人の国民年金の加入手続をして、その後、国民年金保険料を納付した。また、納付したはずの保険料が還付された記憶も一切ないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が2度目に払い出された昭和50年以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人は、当該期間直前の60年4月から同年6月までの保険料が納付済みとなっており、保険料の督促を受けた記憶もないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の手帳記号番号が払い出された時期に関する申立人の記憶は曖昧であり、2度目に申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年2月時点では、まとめて保険料を納付した記憶がない上、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間②については、時効期限後の納付により、保険料が還付された記録が社会保険庁のオンライン記録により確認できるなど、当該期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月及び8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月、9年2月及び3月並びに11年1月から12年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月  
② 平成9年2月及び3月  
③ 平成11年1月から12年10月まで

私は、会社を退職後に国民年金に再加入し、郵便局及び信用金庫で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、併せて3か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は現年度納付され、国民年金の再加入手続及び保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付方法、納付場所について鮮明に記憶している上、納付したとする金額は当該期間当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った契機、保険料の納付場所、納付方法等に関する申立人の妻の記憶は具体的かつ鮮明である上、納付したと説明する金額は、申立期間当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年6月から同年9月まで  
②昭和47年1月から同年3月まで  
③昭和54年10月から同年12月まで

私の国民年金保険料は、夫婦で一緒に国民年金に加入して以来、妻が二人分の保険料を納めてきた。また、万一、未納の通知が届いた場合でも、必ず納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間は現年度納付している上、当該期間及び当該期間前後を通じて申立人の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする時期、納付金額についての申立人の妻の記憶は曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間、46年4月及び5月並びに54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年10月から42年3月まで  
②昭和46年4月から同年9月まで  
③昭和47年1月から同年3月まで  
④昭和54年10月から同年12月まで

私の国民年金保険料は、夫婦で一緒に国民年金に加入して以来、私が二人分の保険料を納めてきた。また、万一、未納の通知が届いた場合でも、必ず納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間は国民年金保険料を現年度納付している上、当該期間及び当該期間前後を通じて申立人の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①並びに②のうち昭和46年4月及び5月については、納付日を確認できる期間の保険料は、おおむね夫婦が同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと認められ、申立人の夫は第1回特例納付及び第2回特例納付により当該期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち昭和46年6月から同年9月までの期間及び申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとす

る時期、納付金額についての申立人の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間、46年4月及び5月並びに54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月まで

私は、母と一緒に区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、母親が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付していた。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 1 月時点では、申立期間の保険料は、過年度納付をすることが可能であり、申立人及び申立人の姉は、母親が申立期間の保険料を郵便局でまとめて納付していたことを鮮明に記憶している上、申立人の姉は、母親から、申立人の保険料は 20 歳から結婚するまでの期間についてすべて納付していると聞いたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から同年6月まで

私は、申立期間当時、国民年金、国民健康保険の加入手続と米穀通帳の手続を同時に行った。国民年金保険料は、自宅を訪れた集金人に私が納付したり、役所へ直接納付しに行ったりもした。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金保険料の納付日を確認できる期間については、夫婦二人分の保険料を同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人が保険料を納付していたとする夫の当該期間の自身の保険料は納付済みとなっている上、申立人の当該期間前後の期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付方法、納付場所、保険料額についての記憶は曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は、保険料の過年度納付が可能な期間であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶はないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、父に給料を渡しており、その中から私の分の国民年金保険料を父が集金人に毎月 100 円支払い、カードに印鑑を押してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料の納付方法として、集金人がカードに印鑑を押していたと説明しており、申立人と同郷の友人も当該方法で保険料を納付していたと証言するなど、保険料の納付状況に関する記憶が具体的である。

また、申立人と申立期間中に同居していた両親は保険料を納付済みであり、申立人の当該期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の保険料の納付記録は、昭和 51 年 9 月に申立人と同姓同名かつ同年生まれの義姉の記録と誤って統合されたことにより破棄されたことが確認できる上、義姉の保険料が重複納付を理由として還付された期間についてのみ、申立人の保険料の納付記録として訂正がなされるなど、行政側において記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年3月まで

私の国民年金保険料は、私に代わって夫が国民年金の加入手続をし、その時に、未納保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受け、未納であった保険料はすべて夫が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中の保険料をすべて納付している。

また、申立人が特例納付したとする時期は、第3回特例納付の実施期間中であり、保険料の納付は、申立期間を含めた納付期間に基づく金額により行われていたことが附則4条納付者リストで確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日は、2度にわたり訂正されており、特例納付後の昭和54年8月に、申立人に対して2か月分の国民年金保険料の還付処理が行われていることなど、行政側において、申立人にかかる記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした際に、未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受け、未納であった保険料は、妻の分の未納保険料と一緒にすべて納付したはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、特例納付後は60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が特例納付したとする時期は、第3回特例納付の実施期間中であり、保険料の納付は、申立期間を含めた納付期間に基づく金額により行われていたことが、附則4条納付者リストで確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日が訂正されていること、特例納付後の昭和54年8月に、申立人に対して5か月分の国民年金保険料の還付処理が行われていることなど、行政側において、申立人にかかる記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、夫が毎回夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は、納付済みであり、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は見られないほか、申立人の国民年金保険料を納付していたとする夫は、当該期間の自身の保険料を納付しているなど、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況が不明確である。また、申立期間の、保険料を納付したとする夫も、当該期間の一部の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月に、新聞、ラジオ、広報誌などで国民年金の制度が始まることを知り、区役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降ずっと国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、新聞やラジオ、区の広報などで国民年金制度が始まることを知り、自ら国民年金に加入したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和36年4月に払い出されている事実と合致する上、納付したとする保険料額は申立期間当時の金額と一致していること、結婚後は、夫が国民年金に加入するまで申立人一人分の保険料を納付していたことを明確に記憶していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から48年3月まで

私は、母から強く勧められ国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間と同様に納付していた申立期間前後の期間は保険料が納付済みとされているのに、申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月に国民年金へ任意加入した以後は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、納付場所、引き上げられた保険料の額など保険料の納付状況に関して家計管理を含めて具体的に説明しており、その内容は当時の状況とおおむね合致している上、申立期間当時、夫の仕事や申立人の生活状況に大きな変化はなく、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

私は、20歳になった時に、父から私の国民年金保険料を納めてきたと言われた記憶がある。兄や姉たちの保険料は納付済みとなっており、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの期間については、申立人の手帳記号番号が払い出された40年9月ごろは、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、当時同居していた申立人の兄、姉及び叔母の保険料はいずれも納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年1月から38年6月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったとされる申立人の父親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明確であるなど、父親が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私は、昭和59年10月に会社を辞めた後、しばらくして区役所から申立期間の国民年金保険料が未納であるとの通知を受けたため、未納とされた保険料を一括で納付した記憶がある。その後、再び申立期間の納付書が来て驚いたが、1か月でも未納があるのはつまらないと夫と母に言われ、保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である上、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年1月時点では、申立人が申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間の保険料を短期間に2回納付し、1回目の保険料額は10万円を超える額であり、2回目は7万円から8万円と具体的に説明しており、申立人が2回納付したとする金額は、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付により納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、昭和53年に国民年金に任意加入し、国民年金保険料は夫が区役所で納付していた。57年4月に国民年金を脱退しているとは考えられない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を納付しており、申立期間後の保険料はすべて前納している。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、申立期間に任意加入の資格を喪失する理由も見当たらない上、社会保険庁が昭和59年5月に作成した「年度別納付状況リスト」では、申立期間は空欄で、未加入期間とされていないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を夫の経営する病院に来ていた集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の期間は納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料は未納であり、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶がないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年9月まで

私は、会計事務所に勤務していた昭和44年4月から厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付済みであり、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間及びその前の期間を通じて、申立人の職業及び住所等に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付書により金融機関から納付していたと説明しており、申立人が居住していた区では、申立期間当時、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から47年3月まで

夫は、昭和47年4月ごろ、私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の二人分の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した。申立期間の夫の保険料は納付済みになっており、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第1回特例納付の実施期間中であり、申立人の夫が納付したとする夫婦二人分の金額は、申立期間の保険料を第1回特例納付及び過年度納付により納付した場合の二人分の保険料額とおおむね一致する上、夫は、申立期間の保険料を第1回特例納付により納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間、49年7月から50年12月までの期間及び52年7月から55年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで  
③ 昭和49年7月から59年3月まで  
④ 昭和60年12月から62年8月まで

私の国民年金保険料は、20歳のころは同居していた大叔父夫婦が納めてくれていた。その後、大叔父の家を出た昭和47年からは、私自身が納付していた。国民年金と国民健康保険はセットだと思っていたし、常に国民健康保険証は持っていたので、国民年金保険料も納付していたはずである。結婚後は妻が私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間は6か月及び12か月と短期間である上、申立期間①は、当該期間当時には、区役所職員による保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立人の大叔父夫婦が当該期間の保険料を納付してくれていたとする申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③のうち、昭和49年7月から50年12月までの期間については、当該期間に申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立期間③のうち、52年7月から55年9月までの期間については、申立人の保険料の納付についての説明は詳細かつ具体的であり、また、納付したとする保険料額も当時の保険料額とおおむね一致するなど、申

立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③のうち、昭和51年1月から52年6月までの期間、55年10月から59年3月までの期間及び申立期間④については、申立人及び申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間③のうち、51年1月から52年6月までの期間は、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、55年10月から59年3月までの期間は、申立人は、国民健康保険証を所持していなかったため、当該期間の国民年金保険料は納付していないと説明している。また、申立期間④については、当該期間の保険料を自身の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻は、自身の加入手続を62年9月以降に行っているものと考えられる上、妻は、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いほか、当該期間の自身の保険料も未納であることなど、申立人及びその妻が申立人の当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間、49年7月から50年12月までの期間及び52年7月から55年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 6 月までの期間、58 年 4 月から同年 12 月の期間及び 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 6 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年ごろ、区役所で「これ以上国民年金保険料を滞納すると、60 歳時点で受給資格を満たさない。今から 2 年間さかのぼって納付し、60 歳まで納付すればぎりぎり受給資格を満たす。」と言われて国民年金に加入した。その後は漏れなく、現年度分と過年度分の保険料を一緒に納付し続けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はいずれも短期間である上、申立期間前後の期間の保険料は納付されている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 59 年 1 月時点では、申立期間①は過年度納付、申立期間②及び③は現年度納付によりそれぞれ保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人は、手書きの納付書で過年度保険料を納付し、機械印刷された納付書で現年度保険料を納付したことを詳細に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年3月までの期間及び11年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から5年11月まで  
② 平成5年12月から7年3月まで  
③ 平成9年5月から11年3月まで  
④ 平成11年4月から13年3月まで  
⑤ 平成13年4月から14年4月まで

私は、平成16年6月ころ、80万円を持って、区役所に国民年金保険料の納付に行った。区役所では納付できないと言われ、それまでの未納分と申請免除期間の追納分の納付書を後日送ってもらい、郵便局とコンビニで納付したことを記憶している。また、平成9年ころは生活も豊かで、保険料は月々納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成6年6月から7年3月までの期間及び申立期間④については、16年6月に申請免除の追納申出をしていることが記録上確認できる上、当該期間の追納額と時効にかからない過年度納付の保険料を合わせた額は申立人が納付したとする保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、申立期間②のうち、平成5年12月から6年5月までの期間、申立期間③及び申立期間⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間⑤直後の14年5月から16年5月までの保険料を16年6月に納付しており、この納付時点では当該期間は時効により保険料を

納付又は追納できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年3月までの期間及び平成11年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を兄にしてもらい、それからは自分で国民年金保険料を納付し、結婚後は夫の保険料も一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は納付済みとなっており、また、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更がなく、生活状況に大きな変化は見られないなど、当該期間の保険料が未納になっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料及び 51 年 4 月から 52 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで  
(定額保険料及び付加保険料)  
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで (付加保険料)

私は、昭和 49 年 3 月の結婚を機に、市役所の窓口で国民年金の任意加入手続きをし、加入当初から、国民年金保険料を付加保険料付きで納付してきたはずである。申立期間①の付加保険料付きの保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料の定額保険料については、申立人は、昭和 49 年 3 月に国民年金に任意加入して以降、当該期間を除き、保険料をすべて納付しており、また、当該期間前後の期間の保険料を納付していることなどから、当該期間の定額保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間①及び②の付加保険料については、申立人は、当該期間及び平成 18 年 6 月の 1 か月を除き、任意加入期間はすべて付加保険料を納付している上、社会保険庁のオンライン記録では、昭和 49 年 3 月から 61 年 3 月まで付加保険料の納付を申し出ていることが確認でき、当該期間中、付加保険料を含めた保険料の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、当該期間の付加保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料及び 51 年 4 月から 52 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 55 年 1 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 56 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間当時は生活が大変であり、国民年金保険料を滞納したことがあったが、後日、区役所に行ってまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ 6 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料はすべて納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

私たち夫婦は、国民年金と一緒に加入し、国民年金保険料も一緒に納付してきた。申立期間は、妻の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されており、これらの手帳の印紙検認記録及び領収書から、おおむね同日に夫婦一緒に保険料を納付していたことが確認できる上、一緒に保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている。さらに、申立期間は4か月と短期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和40年4月から42年3月まで

私は、申立期間①については、印紙で国民年金保険料を納付し、申立期間②については、義理の兄から今ならさかのぼって保険料を納められると言われ、納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和47年1月に転居後、義兄に勧められ国民年金保険料をさかのぼって納付したと具体的に説明しており、当該期間後から60歳になるまで保険料をすべて納付している上、納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されていた時期であり、当該期間は記録上強制適用期間であることから、保険料を特例納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付金額、納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当該期間のうち、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和36年12月より前の期間の保険料をさかのぼって納付したか憶えていないと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで

私は、区役所から送付された納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 9 か月と短期間である。また、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間を含め保険料をすべて納付済みであり、保険料を納付したとする金融機関は申立期間当時設置され、保険料の収納業務を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、父がさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の20歳からの保険料を納付したとする申立人の父親及び母親は申立期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年8月から同年11月ごろの時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から54年3月まで  
② 昭和54年10月から55年3月まで

私は、20代前半に区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で約8万円の国民年金保険料を納付した。その後も保険料を納付し、30代のころに、区役所の窓口で年金記録を調べてもらい、職員から満額受給コースと聞いたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、直前の期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号払出日から過年度納付されていることが確認できる上、当該期間の保険料も過年度納付することが可能であり、当該期間は6か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入時期及び加入場所に関する記憶が曖昧であり、印紙検認により保険料を納付した記憶がない上、国民年金加入時に納付したと説明する保険料額は当時の保険料額と相違するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年5月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、第3回特例納付で保険料を納めたことはないと説明している上、申立人は当時、手帳を

所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間、42年1月から43年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで  
② 昭和42年1月から43年3月まで  
③ 昭和43年10月から44年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年ごろ、当時住んでいたアパートに国民年金の加入勧奨の人が来たので、将来のことを考えて、その場で申込書を書き国民年金に加入した。その後は、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和36年に当時住んでいたアパートで国民年金の加入手続を行ったこと、その後、集金人に国民年金保険料を納付したこと、国民年金制度発足当初は、国民年金制度に関する被保険者の理解が不十分であった状況にあつて、申立人が国民年金に加入することは近隣の住民から奇異に見られたことなどを具体的に記憶しており、以上のような申立人の説明する内容は、申立期間当時、申立人の居住していた区が行っていた対応や国民年金制度を取り巻く環境と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間②直前の期間の保険料は、3か月ごとに現年度納付されていること、申立期間③は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の転居に伴う住所変更を昭和43年10月に社会保険事務所で把握していることが確認でき、申立人は、当該期間の保険料を納付することが可能である上、当該期間後の期間

の保険料は、厚生年金保険の被保険者期間と重複したため、還付されていることが確認できるなど、申立人の当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間、42年1月から43年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで  
② 昭和42年1月から43年3月まで  
③ 昭和43年10月から44年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年ごろ、当時住んでいたアパートに国民年金の加入勧奨の人が来たので、将来のことを考えて、その場で申込書を書き国民年金に加入した。その後は、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和36年に当時住んでいたアパートで国民年金の加入手続を行ったこと、その後、集金人に国民年金保険料を納付したこと、国民年金制度発足当初は、国民年金制度に関する被保険者の理解が不十分であった状況にあつて、申立人が国民年金に加入することは近隣の住民から奇異に見られたことなどを具体的に記憶しており、以上のような申立人の説明する内容は、申立期間当時、申立人の居住していた区が行っていた対応や国民年金制度を取り巻く環境と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間②直前の期間の保険料は、3か月ごとに現年度納付されていること、申立期間③は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の転居に伴う住所変更を昭和43年10月に社会保険事務所で把握していることが確認でき、申立人は、当該期間の保険料を納付することが可能である上、当該期間後の未加

入期間の保険料を納付したため、還付されていることが確認できるなど、申立人の当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から48年3月まで

私の父親は、私の国民年金手帳が再発行された昭和49年3月に、私の国民年金保険料を「全部払う」と言い、さかのぼって保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳が再発行された昭和49年3月は、第2回特例納付の実施期間であることから、申立期間の保険料を納付することは可能であり、また、年金手帳の再発行を受ける際の父親と区役所職員とのやり取りに関する申立人の説明は、詳細かつ具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から同年12月までの期間及び57年4月から同年6月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和52年10月から同年12月まで  
②昭和57年4月から同年6月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続をした時、窓口で申立期間①の国民年金保険料の納付書を渡され、その際、区役所内の銀行出張所で納付した。

また、申立期間②は、保険料を口座振替で納付していた期間であり、口座の残高が不足したり、督促が来たりしたことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である。

申立期間①については、申立人は加入手続を行った際に、納付書を渡されたこと及び保険料を区役所内の銀行出張所で納めたことを具体的に記憶している上、申立人が保険料を納めたとする銀行出張所は、申立期間当時開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、口座振替を行っていたとする口座は、当該期間には開設されており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人が居住していた区では、当該期間当時の保険料は口座振替で納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和46年7月から47年3月まで  
③ 昭和48年1月から同年3月まで  
④ 昭和56年1月から同年3月まで

私の未納となっていた国民年金保険料は、私の妻がさかのぼって納付したことを記憶している。また、申立期間は、一緒に納付していた妻の保険料のみが納付済みとなっている。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、当該期間の保険料を納付したとする昭和55年6月時点では、申立人の36年4月から38年3月までの保険料は未納となっており、特例納付では制度上、保険料の納付は先に経過した月の分から順次行うものとされていることから、第3回特例納付で納付された申立人の12か月分の保険料は、36年4月から37年3月までの保険料として記録されたものと考えられる。さらに、申立人の妻は、第3回特例納付で納付した保険料額及び納付回数などについての記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月

私の申立期間の国民年金保険料は、毎月、私の母親に渡しており、母親が必ず納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月から14年3月までの国民年金の加入期間のうち、申立期間及び学生納付特例期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められない上、平成12年4月から14年3月までの保険料については、学生納付特例を申請し、17年3月には追納するなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から同年6月まで  
② 平成5年1月から7年1月まで

私は、申立期間①については、国民年金に加入した後はずっと国民年金保険料を納付しており、申立期間②については、60歳になった時すぐに任意加入手続をして保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、手帳記号番号が払い出された昭和41年7月以降60歳到達までの国民年金保険料をすべて納付している上、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立人の当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金の任意加入手続を行った場所、納付金額などの納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの期間及び 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は父が行った。私の申立期間の国民年金保険料は、父が業種組合支部に組合費と一緒に納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする父親は、自身の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 8 月時点では、当該期間の保険料は過年度納付することが可能な期間である。申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間も 6 か月間と短期間であるなど、申立人の当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月から43年12月まで  
② 昭和44年10月から45年3月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、結婚前に父が集金人に納付してくれた。申立期間②については、結婚後に義父が夫と私の二人分の国民年金保険料を業種組合支部に組合費と一緒に納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の保険料を納付していたとする義父は、自身の国民年金保険料をすべて納付している上、当該期間は6か月間と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、当時の保険料の納付状況等が不明確である。また、当該期間は同居していた父、母及び兄弟も保険料が未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの期間及び38年4月から41年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から41年11月まで

私は、昭和35年から結婚するまで美容院に住み込みで勤務していた。私が二十歳になったときからの国民年金保険料について、美容院の店主が店主自身の保険料と一緒に納付してくれていたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、住み込みで勤務していた美容院の店主が店主自身の保険料と一緒に納付していたと説明しており、美容院の店主は、自身の保険料をすべて納付している。

また、申立期間を含む申立人の国民年金記録については、申立人と氏名及び生年月日等の属性情報がすべて合致する手帳記号番号が未統合のまま放置されており、申立人が社会保険事務所に申出を行った結果、平成18年9月に申立人の記録として統合されるなど、行政側において、申立人にかかる年金記録管理が適切に行われていなかった状況が見られるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年8月まで

私は、平成9年9月に結婚した後、私の国民年金保険料の未納分について、今のうちに納めておくよう夫の母から勧められ、区役所出張所の窓口で10万円を超える金額の国民年金保険料を一括納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行っていることが国民年金手帳の記号番号払出簿で確認できる上、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、保険料を納付した契機、金額、納付方法等に関する記憶が具体的である上、申立人の夫の母親も、申立人に未納期間の保険料を納付することを勧め、後日納付したことの報告を受けたことを詳細かつ具体的に記憶している。また、夫の母親は、自身の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月2日に、資格喪失日に係る記録を45年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、43年7月及び同年8月は5万2,000円、同年9月は5万6,000円、同年10月から12月までは5万2,000円、44年1月は6万円、同年2月は5万6,000円、同年3月から7月までは6万円、同年8月は5万6,000円、同年9月から11月までは6万円、同年12月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月2日から45年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。A社勤務での保険料控除が確認できる給与明細書等があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書、源泉徴収票、雇用保険の記録等により、申立人は、A社に申立期間の昭和43年7月2日から44年12月31日までの期間勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和46年10月1日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、B社の事業主は、A社については、元B社役員が中心となり設立した物品販売を業とする株式会社であり、申立期間当時の従業員数は11名程度であったことから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等の給与支給総額又は保険料控除額から、43年7月及び同年8月は5万2,000円、同年9月は5万

6,000円、同年10月から12月までは5万2,000円、44年1月は6万円、同年2月は5万6,000円、同年3月から7月までは6万円、同年8月は5万6,000円、同年9月から11月までは6万円、同年12月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間においてA社は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社に係る被保険者記録では、申立人は、昭和47年9月29日から同年11月24日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条の規定により、申立期間の保険給付は行われない期間となっているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和47年9月29日、資格喪失日を同年11月24日とし、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月29日から同年11月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところA社に勤務した申立期間の加入期間が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出された船舶所有者別被保険者名簿により、申立人はA社に昭和47年9月29日から同年11月24日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年8月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の昭和63年8月8日に、事業主が昭和47年当時に事務手続きを誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る44年9月分及び同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、B社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を19万円とし、同年2月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、A社は、申立人に係る昭和51年1月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、B社は、申立人に係る昭和51年2月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月31日から同年3月25日まで

昭和49年12月1日から52年4月26日までA社及びB社(両社は関連会社)に継続して勤務していたことから、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答があった。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の役員の証言により、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に昭和49年12月1日から52年4月26日まで継続して勤務し(昭和51年2月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和51年1月の標準報酬月額は、19万円、51年2月の標準報酬月額は、20万円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険における資格喪失日と雇用保険の記録における離職日が同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和51年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、A社の事業主が昭和51年2月1日を資格取得日として社会保険事務所に届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料および周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、B社の事業主が申立人に係る昭和51年2月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、B社の事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月25日から同年5月21日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚及び従業員の証言から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和37年4月25日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業を継承しているC社の事業主は、A社の資料を保有していないので、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るB社における資格喪失日は、昭和55年4月28日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間③に係るC社における資格喪失日は、昭和55年8月23日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和41年3月30日から同年4月1日まで  
②昭和55年3月31日から同年4月28日まで  
③昭和55年7月31日から同年8月23日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社に、申立期間③は、C社に、それぞれ勤務していたのは間違いないので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人がB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和55年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているところ、申立人については、同社における被保険者資格の資格喪失日は、一旦、同年4月28日と記録されたが、同社が適用事業所でなくなった日以降の同年6月6日に、当該喪失日の取消しと同年3月31日を新たな喪失日とする訂正の処理が行わ

れている。そして、同社の被保険者の中には、申立人と同様に、同年6月6日に、資格喪失日をさかのぼって訂正処理されている者が12人確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人については、同社において昭和55年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の訂正記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、訂正前の記録であり、また、雇用保険の記録とも一致する同年4月28日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間③については、申立人から提出された給与明細書により、申立人が、申立期間にC社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、C社は、昭和55年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、申立人は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、社会保険事務所のC社の被保険者名簿では、申立人を含め3人が、昭和55年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同社が適用事業所でなくなった日以降の昭和55年8月27日に行われている。

さらに、C社の被保険者名簿では、昭和55年7月22日と同年7月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した2人の従業員について、一旦、同年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録がされているものの、同社が適用事業所でなくなった同年7月31日以降の同年8月27日に、さかのぼってこれらの被保険者資格の取得及び喪失の記録は取り消されている。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人については、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、申立人から提出のあった給与明細書、申立人の申立内容等から昭和55年8月23日と認められる。

また、昭和55年7月の標準報酬月額については、55年6月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人は、A社の入社日が昭和41年3月30日であると申し立てているが、同社から提出のあった退職者一覧から、申立人の入社日は同年4月1日であることが確認できる上、申立人から提出された源泉徴収票から、同年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年10月から12年4月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から12年5月22日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成8年10月1日から12年5月22日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から12年4月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年5月22日以降の同年6月7日に、申立人を含む6名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は上記の59万円から、平成8年10月から12年4月まで9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような<sup>そきゆう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の59万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年6月28日に、資格喪失日に係る記録を14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9年6月は59万円、14年6月は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成9年6月28日から同年7月1日  
② 平成14年6月29日から同年7月1日

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間①及び②の加入記録がないとの回答をもらった。昭和33年4月1日から平成14年6月30日まで、B社及び関連子会社のA社に継続して勤務し、保険料を欠かさず控除されてきたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、登記簿謄本及びB社の社報により、申立人が同社及びその関連子会社であるA社に継続して勤務し（平成9年6月28日にB社取締役からA社代表取締役に就任）、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、平成9年7月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、担当者の認識不足で誤ったものと考えられると供述していることから、事業主が平成9年7月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主から提出のあった給料台帳により、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、給料台帳の厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、担当者の認識不足で誤ったものと考えられると供述していることから、事業主が平成14年6月29日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和59年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和59年5月から同年10月までの標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社での厚生年金保険の資格喪失日は、昭和59年5月31日である旨の回答をもらった。当時、同社からB社に移籍を命じられ、同社には59年10月末に倒産するまで勤務していたので、この間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と共にA社からB社に転籍した同僚及びB社が倒産後、同社の清算をおこなった弁護士の供述により、申立人が、申立期間も同社に勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の記録では、申立人は、59年5月31日にA社において厚生年金保険の資格を喪失しており、B社に勤務した申立期間の記録が無い。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、上記同僚及び申立人と同様に転籍したB社の代表取締役は、申立期間は、A社において厚生年金保険の被保険者となっている。また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿を確認したところ、上記同僚及び代表取締役は、いずれも昭和59年11月2日に同社において厚生年金保険の資格を喪失していることから、B社に勤務した従業員のうち、同年5月31日に資格を喪失している被保険者は申立人だけであることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿における申立人の記録については、当該資格喪失日以降の同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があることから、申立人の資格喪失に係る手続きがさかのぼって行われたものと判断され、このようにさかのぼって資格の喪失処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年5月31日に資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失

失日は、上記同僚の供述及び勤務状況等に係る申立人の申立内容から判断すると、59年11月1日であると認められる。

また、昭和59年5月から同年10月までの標準報酬月額については、上記被保険者名簿における定時決定の記録から、16万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月16日から同年4月1日まで  
昭和33年4月1日から59年5月28日までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間当時に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された異動年月日、所属店及び職名が記載された労働者名簿並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に昭和33年4月1日から59年5月28日まで継続して勤務し(昭和40年2月16日にA社C営業所から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における資格取得日に係る記録を昭和50年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年5月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和50年3月21日から同年5月21日までの期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。しかし、当該期間を含め、47年以降、A社に継続して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録、雇用保険の記録及びA社の在籍証明書により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和50年3月21日にA社B事務所から同社本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年5月の社会保険事務所の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っているとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び4月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人。以下、同じ。）C出張所における資格喪失日に係る記録を34年4月1日に訂正し、34年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月ごろから20年6月ごろまで  
② 昭和34年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、D社E工場に学徒動員として勤務していた昭和19年5月から20年6月までの期間と、A法人に勤務していた期間のうち、34年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。両期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A法人の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和34年4月1日に同社C出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和34年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っているとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合

を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、F中学校の昭和22年度卒業生一覧表及び同校の100周年記念史から、申立人が学徒動員によりD社E工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は、厚生年金保険法施行令）及び昭和19年厚生省告示第50号（通年勤労働員学徒指定）により、厚生年金保険の被保険者とならない者として指定されていることが確認できる。

この事実から判断すると、申立人が、申立期間①において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から同年9月まで

私の国民年金は、私が20歳になったところに、母が加入手続をし、国民年金保険料の納付をしてくれていた。当時は、納付書と保険料を一緒に母に渡して、納付してもらっていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付の手続をしていたとする母親は、加入手続及び申立期間当時の保険料の納付手続に関する記憶が曖昧である上、申立人は保険料の納付手続に直接関与していないため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が平成9年の基礎年金番号導入以前に国民年金に加入していた記録は確認できない上、申立人及び加入手続をしたとする母親は、申立期間当時、年金手帳を交付された記憶はないと説明するなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から48年3月まで

私の国民年金は、昭和40年ごろに、母が加入手続をするとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。母は自営業の経理関係業務をしていたので、保険料についても、しっかりと管理していたはずで、跡継ぎである私の保険料を納めないことはあり得ない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続に直接関与しておらず、母親は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年7月ごろの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、上記の手帳以外の手帳を母親から受け取った記憶はないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年3月まで

私の国民年金は、昭和44年ごろに、母が加入手続をするとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。母から、兄、弟及び私の3人分の保険料を一緒に納付していたと聞いている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続に直接関与しておらず、母親も高齢のため、申立期間の保険料の納付をほとんど覚えていないなど保険料の納付状況等が不明確であり、また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和46年6月ごろ、兄弟と共に、3人連番で払い出されており、兄弟も申立期間の保険料は未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書により金融機関に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿では、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間は申請免除期間と記録されており、当該記載内容に不自然な点は見られない上、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている元妻も、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月から 53 年 3 月までの保険料は未納となっており、53 年 4 月から離婚した 55 年 1 月までの期間は申請免除期間となっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 11 月時点では、申立期間のうち、45 年 3 月から 50 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私たち夫婦は、昭和36年に国民年金の加入手続をし、金融機関で国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間の保険料を金融機関で納めたと説明しているが、申立人が居住していた区は申立期間当時、現年度分の保険料を金融機関では収納させていない上、申立人夫婦が保険料を納付したとする金融機関に国民年金の業務を委託したことはないことを説明していること、申立人夫婦が納付したとする金額は申立期間当時の保険料額と相違していることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私たち夫婦は、昭和36年に国民年金の加入手続き、金融機関で国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間の保険料を金融機関で納めたと説明しているが、申立人が居住していた区は申立期間当時、現年度分の保険料を金融機関では収納させていない上、申立人夫婦が保険料を納付したとする金融機関に国民年金の業務を委託したことはないと説明していること、申立人夫婦が納付したとする金額は申立期間当時の保険料額と相違していることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から50年11月まで  
私の国民年金保険料は、婚姻前は私が納付し、婚姻後は私か夫が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、婚姻後、申立人の保険料を納付したとする夫は死亡しているため、納付状況が不明確である。また、申立期間の保険料を口座振替により納付したとする方法は、申立人が居住していた市では、申立期間後の昭和56年3月までは実施されていなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、申立期間は国民年金に未加入であり、さかのぼって保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 50 年ごろ、妻と一緒に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が昭和 50 年ごろに保険料をさかのぼって納付したとする区の出張所は、第 2 回特例納付の保険料の収納を行っていない上、一緒に保険料を納付したとする妻は、国民年金手帳の記号番号の払出しが昭和 52 年 9 月であり、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、50 年ごろに保険料を納付することが困難と考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 50 年 6 月まで  
私は、昭和 52 年ごろ、夫と一緒に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料を納付したとする区の出張所は、第 2 回特例納付の収納を行っていない上、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 9 月時点では第 2 回特例納付は終了しており、第 2 回特例納付では保険料を納付することが困難と考えられるなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 1 月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付してくれていたはずである。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は死亡しているため、保険料の納付場所、納付方法等の納付状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年9月までの期間、48年1月から同年3月までの期間、48年10月から52年3月までの期間、53年4月から57年3月までの期間及び58年4月から平成8年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年4月生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から47年9月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年10月から52年3月まで  
④ 昭和53年4月から57年3月まで  
⑤ 昭和58年4月から平成8年11月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、申立期間①から④及び⑤の当初の2年間については元夫が、⑤のうち、3年目以降については前夫が払っていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫及び前夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、それぞれの結婚期間中に申立人の保険料を納付したとする元夫及び前夫自身の保険料の納付状況等を見ると、元夫は公的年金に加入した記録が見当たらず、前夫は、その国民年金記録の申立期間中に、未加入となっている時期や保険料未納期間が散見される。

また、申立人は、自身の国民年金加入手続やその保険料納付に一切関与していないことから、納付状況等に関する記憶がほとんど無く、記憶していると主張する申立期間④については、保険料の納付時期や納付場所、納付金額等が当時の保険料額や一般的な行政の取扱い等の事実と異なるなど、申立人の前夫及び元夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和42年に自宅を訪れた区職員に任意加入を勧められ、国民年金に加入した。私の申立期間の国民年金保険料は未納とされている一方で、夫は同じ期間の保険料が厚生年金保険に加入していたことを理由に還付されている。私が納付した保険料が誤って夫に還付された可能性があり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年8月の任意加入を契機に払出されており、任意加入の場合は、制度上過年度納付ができないことから、任意加入する以前の申立期間については保険料を納付することができない上、当該年金手帳が交付される以前に申立人に別の手帳の記号番号が払出された事実も確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫が昭和53年12月に還付を受けた保険料については、社会保険庁が夫の厚生年金保険加入を把握しないで、申立人の夫から附則13条に基づく特例納付保険料を領収し、後に重複加入が判明したことによるものであり、一連の処理に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から39年2月までの期間及び39年9月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から39年2月まで  
② 昭和39年9月から44年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金、国民健康保険の加入手続と米穀通帳の手続を同時に行った。国民年金保険料は私の妻が自宅を訪れた集金人に納付したり、役所へ直接納付しに行ったりもした。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、保険料の納付方法、納付場所、保険料額についての申立人の妻の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は保険料の過年度納付が可能な期間であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶はないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から43年3月までの期間及び48年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年5月から43年3月まで  
② 昭和48年7月から同年12月まで

私は、申立期間①については、昭和43年3月に母親から国民年金の話聞き区役所で手続きをした際に、40年5月から43年3月までの国民年金保険料を納めた。申立期間②については、農協で納めたはずである。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立期間の①及び②は、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫も当該期間の大部分の保険料が未納であること、申立期間②は、申立人は当該期間にかかる未使用の第2回特例納付の納付書を所持していることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①については、平成元年6月に記録整備を行ったことにより未加入期間から未納期間に変更されたものであることが確認でき、当該変更時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年3月まで

私の家族の国民年金保険料については、家族の中で、その都度、市役所の支所へ行ける者が納めていた。私の申立期間の国民年金の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び家族が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入に関与しておらず、加入手続をしたとする父親はすでに死亡していることから、申立人の加入状況等は不明確である。また、当時同居していた家族も申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた事をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の①昭和 37 年 3 月から 42 年 3 月までの期間、②44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び③45 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月から 42 年 3 月まで  
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで  
③ 昭和 45 年 10 月から 50 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、区役所の特別出張所で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時の保険料を納付していたとする納付金額及び納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 4 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月まで

私は、20 歳の時に国民年金に加入し、以後、当時住み込みで働いていた修業先の事業主に国民年金手帳を渡していた。国民年金保険料は、国民健康保険料と合わせて給与から引かれており、事業主が払っていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、給与明細書等）が無く、保険料を納付していたとする事業主の所在は不明であり、当時の保険料の納付状況が確認できない。

また、申立人は、事業主が保険料を納付していたとする期間中の昭和 41 年 4 月に国民年金手帳の再発行手続を自ら行っており、その再発行時に保険料を過年度納付していたことが確認でき、修行中は親方が納付していたとする申立内容と矛盾するなど、申立人の事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が事業主に渡したとする年金手帳番号と再発行された年金手帳番号は一致していることから別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付書が届けば区役所の窓口で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間前後に夫婦同様の納付行動をとっていたと見られる申立人の夫も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 2593

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年10月まで  
私は、国民の義務として国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区において申立人が国民年金に加入したことを示す記録は無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、私が大学を卒業してから、父が行って来ていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人と同時期に国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の次兄も昭和 48 年 3 月以前の保険料は未納となっているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 6 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、昭和 63 年 12 月ころ、1 か月ごとに綴られた納付書でまとめて納付した。  
また、平成 8 年に市役所から「国民年金被保険者名簿」、12 年に同市役所から「国民年金加入状況連絡票」をもらったが、「国民年金被保険者名簿」では申立期間の保険料が納付済みとなっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続や納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の夫も申立期間に未納期間があり、申立人が保険料をまとめて納付したとする昭和 63 年 12 月時点では、申立期間の保険料は現年度保険料の納付書で納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が平成 8 年に市役所からもらったとする「国民年金被保険者名簿」において、申立期間の保険料が納付済みとなっていたことについては、同市では、申立人が転入してきた際に、申立人の納付記録を未納期間であるにもかかわらず、「納付」と誤って入力したため、同名簿では申立期間の保険料が納付と記録され、後に納付記録の誤りに気づき訂正し、その結果を記載した「国民年金加入状況連絡票」を申立人に交付したことが確認でき、以後、申立期間は未納期間となった可能性があるなどと説明しているなど、同名

簿をもって申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から47年6月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、義理の父親が納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義理の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする義理の父親は既に死亡しているため、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人と共に当時働いていた申立人の義兄も、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の義理の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から同年11月まで

私は、昭和62年1月に20歳になったので母か私が国民年金の加入手続きを行い、勤めていた会社で正社員となって厚生年金に加入するまで、自宅に国民年金の納付書が郵送され保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及び申立人の母親は国民年金の加入手続きに関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であることに加え、申立人が所持する当該国民年金手帳には、交付日が平成4年9月7日、初めて被保険者になった日が平成4年8月1日と記載されており、この初めて被保険者になった日については、平成6年7月に記録訂正が行われて昭和62年1月16日とされており、それまでは、申立期間は未加入期間であったなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から52年3月まで

私達夫婦は、妻が厚生年金の会社を退職後、長女が生まれる前くらいに、将来の生活を考え、夫婦二人で市役所に行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。その際に、納付書を作成してもらい、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、国民年金の保険料額等の納付状況の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が妻と連番で払い出された昭和52年8月時点では、申立期間の大部分の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持している手帳以外の手帳を所持したことはないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月まで

私達夫婦は、私が厚生年金の会社を退職後、長女が生まれる前くらいに、将来の生活を考え、夫婦二人で市役所に行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。その際に、納付書を作成してもらい、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、国民年金の保険料額等の納付状況の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫と連番で払い出された昭和 52 年 8 月時点では、申立期間の大部分の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持している手帳以外の手帳を所持したことはないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から43年3月まで

私は、婚姻後に、母から、「あなたが20歳になった時から国民年金保険料を納付してきたので、これからは自分で払っていくように。」と言われ、年金の書類を渡されたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び婚姻前の保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明確である。さらに、申立人は、婚姻するまで二人の弟と同居していたと説明しており、上の弟は20歳から婚姻するまでの5年5か月の期間の保険料が未納であり、下の弟は20歳から厚生年金保険に加入するまでの2年4か月の期間は国民年金に未加入となっているなど、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年12月時点では、申立期間のうち41年9月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

私は、退職後すぐに国民年金の加入手続をし、父が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、保険料納付に関与しておらず、また、保険料を納付していたとする父親は既に死亡していることから保険料の納付状況は不明確である。さらに、申立人と当時同居していた妹の国民年金手帳の記号番号は申立人とほぼ同時期の昭和49年9月に払い出され、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年10月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、昭和43年12月に家の商売を手伝うために会社を退職後、44年4月に家の前の空き地に来ていた『移動出張窓口バス』で国民年金の加入手続をし、そのバスの窓口で一度か二度、国民年金保険料を納付した。その後は、父親が納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間の国民年金保険料の大部分を納めたとする父親は既に死亡しており、納付状況が不明確である。さらに、申立人は市の移動出張窓口バスで国民年金の加入手続を行ったとしているが、当時申立人が居住していた市は、国民年金の加入手続業務を行っていた当該バスの運行は昭和49年からであると説明しており、それ以前の納税車による出張徴収では国民年金の加入手続はできなかったと思うとしていること、申立期間当時同居し、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている長兄及び次兄も申立期間は未納で、申立人同様に昭和49年4月から納付を開始していることなど、申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 2605

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月

私は、昭和59年4月から1か月間、非常勤の保育士として区立保育園に勤務したが、その給与から国民年金保険料を天引きされたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金加入手続及び納付書による納付の記憶がない上、申立人の勤務した保育園の設置者である区は、保育園で勤務する者の給与から国民年金保険料を天引きすることはないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 38 年から 5 年間は、見習い大工として同居していた親方に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてもらっていた。43 年 3 月に独立して転居した時に、それまで未納であった保険料を自分でまとめて納付した。44 年 2 月に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の住み込み先の事業主及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、給与明細書等）が無く、また、昭和 38 年から 5 年間の住み込み期間については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該事業主との連絡が取れないことから、当該期間の保険料の納付状況等が不明確である上、申立人は事業主から国民年金手帳を渡された記憶も無い。申立人が独立した 43 年 3 月から結婚するまでの期間については、申立人は、それまで未納であった保険料をまとめて納付したと説明しているが、保険料の納付方法、納付金額及び納付期間等の記憶が曖昧である。

昭和 44 年の婚姻後の期間については、申立人は、夫婦二人分の保険料を妻と一緒に納付したと説明しているが、申立人の妻は、一緒に保険料の納付を開始した時期及びさかのぼって保険料を納付したとする記憶も曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿には「不在 47」と記載されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、年配の男性が保険料の集金に訪れ納付していた。年金手帳に大きな丸い判子を押してくれたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が納付したと記憶する保険料は、申立期間当時の保険料額と異なる上、申立人の夫も申立期間は国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区及び国民年金手帳の記号番号の払出官署において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から42年3月まで

私は、昭和39年2月の結婚を前に38年12月に会社を退職し、夫が私の国民年金の加入手続をしてくれ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明確であり、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年5月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から48年12月までの期間及び昭和49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から48年12月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和46年2月に、夫が区役所で夫婦の国民年金及び国民健康保険の加入手続をし、その後、私が郵便局で二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続について関与しておらず、加入手続の状況が不明確である上、申立人は、国民年金手帳の「被保険者となった日」欄に「昭和46年2月28日」と記載されていることをもって、申立期間の保険料が納付されたものと主張しているが、当該欄は、被保険者となった時期を記載したものであり、保険料が納付された時期を記載したものではないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和50年3月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持している手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から48年12月までの期間及び昭和49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から48年12月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和46年2月に、私が区役所で夫婦の国民年金及び国民健康保険の加入手続をし、その後、妻が郵便局で二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金手帳の「被保険者となった日」欄に「昭和46年2月28日」と記載されていることをもって、申立期間の保険料が納付されたものと主張しているが、当該欄は、被保険者となった時期を記載したものであり、保険料が納付された時期を記載したものではないなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和50年3月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持している手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年8月まで

私は、平成元年に会社を退職した際に、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続をし、国民年金保険料はすべて納めてきた。以前、社会保険事務所で、保険料の未納期間が2か月あると言われたが、平成19年に改めて記録を確認したところ、未納期間が5か月に増えていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳が払い出された平成8年2月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から48年7月まで

私は、結婚を機に会社を退職し、昭和41年秋ごろに国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の所持する手帳には、初めて被保険者となった日が昭和48年8月8日と記載されており、当該記載に不自然な点は見られないことから、申立人は同年8月に国民年金に任意加入し、手帳記号番号が払い出されているものと考えられ、当該払出時点では、申立期間の保険料はさかのぼって納付することができない。また、申立人が、その当時に居住していた市において、当該払出しのほか国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から44年9月まで

私は、昭和54年に特例納付の案内のハガキが届き、55年4月ごろに区役所に行って、自分で国民年金保険料を特例納付した。区役所の担当者から、これで未納期間はすべてなくなると言われたから特例納付をしたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が特例納付により納付したと説明する金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付する場合に必要な金額と大きく異なっているなど、申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの期間、38 年 4 月から 40 年 10 月までの期間、46 年 2 月から 51 年 12 月までの期間、53 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、56 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、61 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間、4 年 4 月から 6 年 3 月までの期間及び 6 年 4 月から 9 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 38 年 4 月から 40 年 10 月まで  
③ 昭和 46 年 2 月から 51 年 12 月まで  
④ 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで  
⑤ 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで  
⑥ 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月まで  
⑦ 平成 4 年 4 月から 6 年 3 月まで  
⑧ 平成 6 年 4 月から 9 年 10 月まで

私は、結婚前の申立期間①、②及び③については、国民年金保険料を母に渡し、母が、保険料を納付していた。また、結婚後の申立期間④以降については、申請免除期間の保険料の追納も含めて自分で夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①、②及び③については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親はすでに死亡しており、当該期間の納付状況が不明確である。また、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人は、保険料額、納付場所等の記憶が曖昧である上、申立人が一緒に保険料を納付したとする妻の保険料も免除又は未納であるなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 51 年 12 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、54 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、61 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間、4 年 4 月から 6 年 3 月までの期間及び 6 年 4 月から 14 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 51 年 12 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで  
③ 昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月まで  
⑤ 平成 4 年 4 月から 6 年 3 月まで  
⑥ 平成 6 年 4 月から 14 年 8 月まで

結婚前の申立期間①については、母が、私の国民年金保険料を納付していた。結婚後の申立期間②以降は、申請免除期間の保険料の追納も含めて夫が私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 3 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、申立人の保険料を納付していたとする夫は、当該期間の保険料額、納付場所等の記憶が曖昧である上、自身の当該期間の保険料も免除又は未納であるなど、申立人の母親及び夫が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月及び51年1月、55年2月から56年1月までの期間、56年9月から58年2月までの期間並びに60年3月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月及び51年1月  
② 昭和55年2月から56年1月まで  
③ 昭和56年9月から58年2月まで  
④ 昭和60年3月から61年6月まで

私は、国民年金の加入手続をした後、届いた納付書により国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額、納付場所等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年6月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から9年1月までの期間、9年3月、9年6月から同年8月までの期間及び10年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から9年1月まで  
② 平成9年3月  
③ 平成9年6月から同年8月まで  
④ 平成10年5月から同年12月まで

私の夫は、平成7年の冬に市役所で私の国民年金加入の手続を行い、私は、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金への加入手続を夫がしたとする時期及び場所、自身で納付したとする保険料の納付方法、納付場所等の記憶が曖昧である。さらに、申立期間②は時効により保険料が還付されており、申立人は還付の事実を確認しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年10月まで

私は、結婚後、社会保険事務所又は市役所から国民年金保険料の未納期間の納付勧奨が送られてきたため、母から申立期間の保険料相当額を結婚祝いとしてもらい、社会保険事務所又は市役所で申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続、納付したとする保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 56 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 56 年 11 月まで

私の国民年金保険料は、私が会社を退職した昭和 53 年 10 月から結婚する 54 年 5 月までは母が納付し、婚姻後の 54 年 6 月から離婚する 56 年 11 月までは私の夫が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び元夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の国民年金への加入手続及び保険料の納付に<sup>あいまい</sup>関与しておらず、申立人の母親は申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、元夫とは連絡がとれず事情を聴取できないため、申立期間の保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の母親及び元夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 59 年 5 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人はこれまで交付された手帳は 1 冊のみであると説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月まで  
私の両親は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする両親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、両親が区の集金人に申立人の保険料を納付し、申立人の国民年金手帳に印紙を貼付してもらっていたようだと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 9 月時点では、申立期間の保険料は過年度納付となることから、区の集金人において印紙検認方式で保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、37 年 7 月から 39 年 3 月までの期間、39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 37 年 7 月から 39 年 3 月まで  
③ 昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月まで  
④ 昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の母は、国民年金制度の創設当初に、病弱な私の将来を考え国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区の集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であること、母親が保険料を納付したとする区の集金人は、申立人が当時居住している区では申立期間①当時には設置されていなかったことなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、区の集金人に国民年金保険料を納めていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が納付したとする保険料の金額は申立期間の保険料額と異なる上、申立人が申立期間当時に交付を受けたとする国民年金手帳の色は、申立期間当時使われていたものと異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 1 月時点では、申立期間は未加入期間であり、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から50年3月まで

私は、昭和40年9月に会社を退職した後すぐに国民健康保険組合に加入するとともに、国民年金にも加入し、国民年金保険料を金融機関で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が居住していた区では、現年度分の保険料の収納方法として納付書制度が導入されたのは昭和45年7月以降であり、それ以前は集金人による印紙検認方式による保険料の収納であったが、申立人は印紙検認による保険料の納付の記憶が無い上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶も無く、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妻は、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月ごろの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は52年1月ごろに払い出された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶も無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から6年10月までの期間、11年12月及び12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から6年10月まで  
② 平成11年12月及び12年1月

私は、平成2年12月に婚姻し、その翌年に区役所出張所で国民年金の加入手続を行って以降、郵送されてきた納付書により、国民年金保険料を金融機関で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間当時の国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である上、当該期間直後の保険料を平成8年12月に過年度納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年12月ごろの時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。また、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立期間②については、申立人は、当該期間直後の期間の保険料を14年3月に過年度納付しており、当該時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から平成9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から平成9年4月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。妻は付加保険料を併せて納め、私の保険料は定額保険料のみであったことも記憶している。また、腰痛で入退院を繰り返した後は収入が激減したので、その間は申請免除していたはずである。妻の保険料が納付済みで、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の各種手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻は既に死亡しているため、国民年金の加入、保険料の納付及び免除申請についての状況が不明確である上、夫婦二人の保険料の納付日が確認できる平成9年5月から7月までの保険料は、別々に納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたこと及び免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない時期であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から54年12月まで

私の父親は、市役所に勤めている時に、私の学生のところからの国民年金保険料が未納になっていることを市役所で聞き、40数万円を市役所で一度にまとめて納めてくれたことを私の母親が記憶している。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付等に関与しておらず、申立人の父親も高齢のため証言することが困難であり、申立期間の保険料の納付状況等が不明確である上、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年3月以降は、第3回特例納付の実施期間外であり、申立人の父親が納付したと母親が記憶している金額は、第3回特例納付で申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から41年3月まで  
私の母親は、私と兄の分の国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡しているなど、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確であり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、社会保険事務所が管理している手帳記号番号の払出簿を入念に確認したが、申立期間に係る申立人の記載が無い上、手帳記号番号に欠番も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から58年2月まで

私は、昭和48年1月に会社を退職した後、国民健康保険料と併せて国民年金保険料を区役所及び金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が無いと説明している上、申立期間当時、同居する申立人の妻も国民年金に未加入であるなど、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人が唯一所持する年金手帳の手帳記号番号は厚生年金保険のものであることが確認できる上、国民年金に加入したことを示す記載は見られないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年3月まで

私は、長女出産後の昭和42年1月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間当時、居住していた区役所及び市役所で国民年保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ごろ、国民年金の加入手続を都内の区役所で行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は他県で払い出されており、申立内容に不自然さが見られる上、申立人が居住する区では、申立期間の過半は印紙検認方式により保険料を収納していたが、申立人は、当該方式による納付の記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年4月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、社会保険事務所が管理している手帳記号番号の払出簿を入念に確認したが、申立期間に係る申立人の記載が無い上、手帳記号番号に欠番も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年10月まで  
私は、申立期間当時、パートタイマーとして働いており、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月に国民年金へ任意加入しているが、任意加入では、制度上、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができない上、申立期間当時の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年11月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

私は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を金融機関で納付していたと説明しているが、その当時、申立人が居住する区では、申立期間の保険料は印紙検認方式により収納しており、保険料は金融機関で納められない上、申立人は当該検認方式により保険料を納付した記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に子供を流産した際、上京した私の母親から、私の夫が職人であり年を取って仕事ができなくなると困るので、年金に入るようにと言われ、同年 4 月ごろ、国民年金に加入し、それ以降、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 4 月ごろ、国民年金に加入し、それ以降、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人が所持する最も古い国民年金手帳には発行日が昭和 46 年 5 月 24 日と記載されている上、申立人が居住する区では、申立期間の過半は印紙検認方式による納付方法であったが、申立人は、当該方式による保険料の納付の記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 46 年 5 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚後、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納めていた。転居の際も役所で手続を行って保険料を納め続けており、途中で脱退した記憶はないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳には申立人の住所変更履歴が記載されているが、申立期間当時の住所のみが記載されていない上、「被保険者でなくなった日」が昭和 60 年 3 月 3 日と記載されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時確かに区役所で国民年金の加入手続をして、郵便局又は区役所の出張所で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、区役所の記録から平成15年4月4日に第1号被保険者資格の再取得の届出が行われ、同日に申立期間の加入記録追加の処理が行われていることが確認でき、当該届出がされた時点では申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が業種組合支部に組合費と一緒に納付していたはずである。昭和 41 年に妻の国民年金の加入手続に行ったときに、区の職員から私の分の保険料に未納期間があることを指摘され、帰宅して母から組合に確認してもらったところ、「間違いは、改めませう。」と組合から返事もらったので、保険料は納付されているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明確である。さらに、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、昭和 49 年以降に加入手続をし、特例納付した記録が確認できるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

私は、申立期間当時、両親が経営する店の手伝いをしており、私の国民年金保険料を母が両親の保険料と一緒に集金人に現金で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明確である。また、申立期間中同居していた申立人の長兄は、申立期間当時の自身の保険料が未納であり、申立人の次姉及び妹も国民年金の加入記録が確認できないなど、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年当時は区役所の職員に夫婦 2 人分、200 円の国民年金保険料を納付していた。その後は保険料の未納期間があり、40 年秋に火事に遭ったものの、再び保険料を納付し始めた。何年か後になって救済措置のあった時期に保険料をまとめて納付した。私は、常に夫婦 2 人分の保険料の納付手続きを行い、納付していた。申立期間について、妻の分の保険料が納付済みなのに、私の分が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和 36 年から妻と一緒に国民年金に加入し、一時未払い期間があるものの保険料を納付していたと説明しているが、申立人及び妻の国民年金手帳の記号番号の払出日は大きく異なっている上、妻は、昭和 46 年に過年度納付及び特例納付により過去の未納分の保険料を納付していることが確認できる。さらに、申立人は、未払い期間の保険料について、救済措置のあった時期にまとめて保険料を納付したと説明するが、申立人は、まとめて保険料を納付した時期、納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 7 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで  
私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、私の父が行ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする父親も、納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年8月に記録を整備した際に未加入期間から未納期間になったことが確認でき、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 21 日から同年 12 月 21 日まで  
② 昭和 61 年 4 月 21 日から 63 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A社に入社当時から現在に至るまで勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 60 年 9 月 20 日から申立期間①及び②を含めて現在まで継続して勤務していることが確認できる。

しかし、A社の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険料控除に係る資料は無いが、厚生年金保険の被保険者となっていない期間については、申立人本人の都合からの申し入れにより保険料控除を行っていないとしている。

また、A社から委託を受けている社会保険労務士は、申立人について結婚や離婚の話もあり、単に都合(希望)と言うだけでなく、勤務形態などの変更により申立期間当時の資格取得及び喪失を行っていたと回答している。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 4 月 21 日から 63 年 8 月 1 日までは、国民年金第 3 号被保険者として国民年金に加入していることが確認できることから、申立期間については勤務形態が変更していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。この期間は、A社とB社の2社を兼務して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社とB社を兼務して、両社に昭和41年8月1日から43年5月1日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社については、既に廃業しており、また、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

そして、申立人は、当時の同社における上司、同僚等をほとんど記憶しておらず、また、記憶していた1名の同僚は既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務期間の勤務の状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管している同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

また、B社については、事業主は、同社の人事記録等に申立人の記録は無く、また、申立人が申立期間以前に同社の関連会社に在籍していたことにより、申立人を記憶しているものの、申立人を使用したことはないとしている。

そして、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶していないため、同社に係る社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿から、申立期

間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立人は昭和41年7月25日にA社を離職していることが確認でき、申立期間は、雇用保険の記録が無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、社会保険事務所の記録により、昭和 35 年 9 月 1 日に全喪しているため、申立期間のうち、35 年 9 月 1 日から 36 年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の当時の事業主は、同社は既に解散しており、人事記録等も処分しているため、申立人の勤務等について確認ができないとしている上、申立人のことは全く記憶が無いとしている。

さらに、申立人は、当時の同社における同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管している同社に係る被保険者名簿から、全喪時まで厚生年金保険に加入していることとしていることが確認できる4名の従業員全員に申立人の勤務状況等を照会しようとしたが、この4名はすべて所在が不明のため、確認することができなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び

周辺事情は無い。

なお、当時の事業主とその夫は、同社が適用事業所でなくなった後の昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月ごろから同年 11 月 30 日まで  
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 4 月ごろまで

昭和 37 年 3 月ごろから 38 年 4 月ごろまで A 社に勤務していたことから、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、同社での加入記録がないとの回答があった。同社に勤務したのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、社会保険事務所の記録により、A 社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 37 年 12 月 1 日であることから、当該期間は、適用事業所となっていない。

そして、A 社は、すでに全喪しており、また、当時の事業主は死亡し、総務担当者も所在が不明であるので、同社及びこれらの者から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等を確認できない。

さらに、申立人の別の同僚は、申立期間①当時、同社は厚生年金保険に加入していなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられないとしている。

申立期間②については、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、当時同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員の厚生年金保険の加入状況をみると、入社約半年後で同社が厚生年金保険の適用事業所となった当時に加入した者もいるが、入社約 1 年半後で、かつ、適用事業所となつてから約半年後の昭和 38 年 5 月に加入している者も確認

できる。このため、同社では、一部の従業員について、適用事業所となっても直ちに厚生年金保険に加入させず、一定期間経過後に加入させていたことが認められる。

上記のことに加え、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から昭和 27 年 8 月 20 日まで  
② 昭和 28 年 5 月 15 日から昭和 29 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、①及び②の期間の加入記録が無い旨の回答があった。これらの期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②もA社に勤務していた旨申し立てている。

しかし、A社は、すでに全喪しており、また、事業主、申立人の上司等の所在が不明であるので、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間①及び②における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

そこで、申立期間①については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、当時A社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務の状況等について照会したところ、当該複数の従業員は、申立人についての記憶が無いとしている。

また、申立期間②については、同名簿により、当時A社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務の状況等について照会したところ、厚生年金保険等の事務を担当していたとする従業員は、申立人が当時同社に在籍していなかったとしている。

上記のことに加え、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年9月1日から9年7月まで  
②平成12年12月24日から13年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について加入記録がないとの回答をもらった。申立期間①はA社からB博物館に派遣され、申立期間②はC社からD社へ派遣され勤務したので、それぞれの期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社からB博物館へ派遣されていたことは推認できる。

また、当時のA社の営業担当（派遣先等を決定）は、派遣社員は、厚生年金保険への加入については、加入の希望を聞いており、申立人は、加入を希望しなかったと記憶しているとしている。

そして、B博物館と一緒に派遣された同僚2人及び申立人をA社に紹介した同僚は、社会保険事務所の同社の厚生年金保険の被保険者名簿において、加入記録が無い。

申立期間②については、C社との派遣契約書から、申立人は、申立期間②にD社へ非常用雇用形態の一般派遣で派遣されていたことが認められる。

しかし、申立人は、申立期間②において、C社と3回契約し、1回目（平成11年12月24日から12年4月30日）、2回目（平成12年5月1日から同年7月31日）及び3回目（平成12年8月1日から13年1月31日）の契約書には、「厚年 手続中」と記載されているが、社会保険事務所の記録から、当初の契約した時から約1年後の平成13年1月1日に申立人を厚生年

金保険に加入させたことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所の記録により、平成8年3月1日より申立人の父親が加入している健康保険組合において被扶養者となっている上、申立期間②において、国民年金に加入し、その保険料を納付している記録が確認できる。

さらに、申立期間②当時、D社へ派遣されたのは、申立人1人のみであるため、同僚等がおらず、これらの者から申立人の勤務の実態等について確認をすることができない。

以上に加え、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所へ照会したところ、A社B作業所に勤務した期間のうち、申立期間の記録がないとの回答をもらった。昭和 35 年 4 月からA社に勤務し、36 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入していたので認めてほしい。また、老齢厚生年金の裁定請求手続をした際に、厚生年金保険証に記載されていた厚生年金保険の資格取得日を 36 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 1 日に訂正されたことについても納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間当時にA社B作業所に現場庸員として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時現場庸員として入社した場合には、厚生年金保険の資格取得の届出及び保険料の控除はしておらず、見習い期間（2年程度）が経過した後、正社員となり、その時点から厚生年金保険に加入させていたとしている。このことは、A社から提出のあった人事記録において、申立人が昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入した旨の記載があることからもうかがえる。

また、申立人が昭和 35 年 4 月に一緒に入社したと記憶している同僚は、申立人と同様に昭和 35 年 4 月に同社B作業所に入社したが、現場庸員として入社したため、入社当初は厚生年金保険には加入しておらず、相当期間経過後に加入し、また、加入するまでは厚生年金保険の保険料の控除もされていなかったと思うとしており、同人は、申立人と同様に入社後の約2年後の37 年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが社会保険事務所の同社の被保険者名簿から確認できる。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」が社会保険事務所において、昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 1 日に訂正されていることについては、社会保険事務所が保有する申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、資格取得年月日が 37 年 2 月 1 日と記載されていることから、これに基づき、社会保険事務所において訂正が行われたものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 30 日から同年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 61 年 4 月 21 日から同年 10 月 31 日まで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 61 年 4 月 21 日に入社し、同年 10 月 31 日に退職するまで継続して勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に全喪しており、また、当時の事業主や経理担当者とは連絡がとれないため、これらの者から申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚は、申立人の勤務期間が継続していたかの記憶が定かでないため、社会保険事務所のA社の被保険者名簿から、申立期間当時、同社で勤務していた複数の従業員に対し申立人の勤務状況等を確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、上記名簿から昭和 61 年 5 月 30 日に申立人は、政府管掌健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納した記録が確認できる。そして、申立人は、申立期間に国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 10 日から 44 年 4 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 42 年 6 月 10 日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、B健康保険組合交付の健康保険被保険者証に記載されている資格取得年月日によって、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月 20 日からA社に勤務していたことのみ確認でき、また、同社が保有するB健康保険組合交付の健康保険被保険者資格取得確認通知書によれば、同日に資格を取得していることが認められる。

しかしながら、A社が保有する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、社会保険事務所の記録どおり昭和 44 年 4 月 21 日に資格を取得している。

そして、B健康保険組合交付の健康保険被保険者標準報酬決定通知書及び社会保険事務所の記録から、厚生年金保険資格取得日が申立人と同日である同僚を含む複数の同僚が、申立人と同様に健康保険の被保険者資格取得手続きの1年乃至5年経過後に厚生年金保険の被保険者の資格を取得していたことが認められる。なお、A社では、こうした厚生年金保険と健康保険の資格取得日が相違している根拠・理由について、人事記録など関係書類が残っておらず不明であるとしている。

加えて、申立期間における、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除

については、申立人の記憶が曖昧であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から34年1月5日まで  
② 昭和34年2月16日から同年3月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和33年4月1日から34年3月20日ころまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間①及び②も勤務していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和34年1月5日、資格喪失日は同年2月16日と記録されている。

また、A社の後継会社は、申立期間当時の資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②においても、A社で勤務した当時の同僚の氏名を記憶しておらず、当該同僚から、申立人の申立期間①及び②の勤務状況等を確認することができない。

そこで、上記被保険者名簿から申立期間当時①及び②にA社に勤務したことが確認できる従業員に、申立人の同社における勤務状況等について照会したところ、申立人と同様に同社において、夜間に電話交換業務をしていた2名の従業員は、電話交換業務に勤務していた者については、入社から相当期間経過後に厚生年金保険に加入し、その間厚生年金保険料は給与から控除されていなかったとしており、1名は入社から7か月後に、もう1名は入社

4年6か月後に厚生年金保険に加入したとしている。

このため、申立期間①については、A社の電話交換業務で勤務した者については、入社から相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

申立期間②については、申立人は、A社には大学在学中の昭和34年3月20日ころまで勤務し、期間をあまり空けずに同年4月に別会社に就職したと供述しているが、申立人と同じグループで同一業務を行っていた上記2名の従業員のうち1名は、申立人の同社での退職月日までは覚えておらず、申立人が当該期間も同社で勤務したことを確認することはできなかった。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月から25年1月1日までのうちの10か月間（23年11月10日から24年1月25日までの期間を除く）

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、約10か月の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間のうち、23年11月10日から24年1月25日までの期間を含む約1年間勤務した記憶があるので、申立期間の10か月を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和23年1月から24年12月までの期間のうち、約1年間勤務したとしているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は23年11月10日、資格喪失日は24年1月25日と記録されている。

また、A社は、申立期間当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の同社での勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することはできないとしている。

そこで、申立人が自分と同じ部署で勤務したとする同僚に、申立人のA社での勤務状況を確認したところ、申立人が同社に入社した時期については不明であり、また、自分は同社を人員整理により昭和24年4月30日に退職したが、申立人は、その人員整理が行われた約2、3か月前には退職していたはずであるとしている。

そして、申立人もA社在職中に人員整理の噂は聞いており、同社をその前

に退職したとしており、社会保険事務所の記録における申立人の資格喪失日である昭和 24 年 1 月 25 日以降の申立期間については、申立人が同社で勤務したとは考え難く、同社で勤務した期間は、申立期間のうち、23 年 1 月ごろから 23 年 11 月 10 日までのうちの一部期間である。

さらに、上記の同僚及び被保険者名簿から、申立期間に同社で勤務したことが確認できる従業員は、申立期間当時、同社では一部の従業員について、入社から一定期間経過後に被保険者資格を取得したとしており、申立人についても同様の取扱いが行われ、被保険者資格を取得したものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月1日から40年4月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和40年3月31日まで勤務した記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和33年11月1日から40年3月31日まで勤務していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は、39年1月1日となっている。

そして、A社は、昭和40年10月1日に全喪しており、当時の事業主も死亡していることなどから、同社及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人がA社に同期入社したとする同僚は、自分は同社を昭和39年8月31日に退職したが、申立人は、前年の昭和38年には同社を退職していたとしている。そこで、上記被保険者名簿から申立期間当時同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の状況等について確認したところ、そのうちの1名から、自分は同社を昭和39年7月31日に退職したが、申立人については、時期は不明であるものの、自分より先に退職していたとしている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社で採用された直後の昭和 55 年 9 月からB社に出向し、申立期間はB社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 9 月からA社に勤務していたとしているが、社会保険事務所が保有する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 56 年 3 月 1 日と記録されている。

そして、A社は、平成 3 年 11 月 6 日に全喪しており、事業主も死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、A社での同僚 1 名及びB社の上司 1 名を記憶していることから、これらの者に申立人の両社での勤務状況等を照会したものの、上司は死亡しており、また、同僚からは回答は無く、申立人のA社及びB社での勤務状況等を確認することはできない。

そこで、上記被保険者名簿から、申立期間当時に、A社で勤務したことが確認できる従業員に、申立人の勤務状況等を照会したが、申立人は、A社採用直後にB社に出向を命ぜられていることから、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

また、社会保険事務所の申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿と被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、社会保険事務所の事務処理に不自然さは無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月14日から35年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の証言から、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録では、昭和35年9月1日であり、申立期間のうち、34年5月14日から35年8月31日までは適用事業所となっていない。

そして、A社が適用事業所となった日に、被保険者資格を6名が取得していることから、これらの者に、同社が適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除について照会したところ、回答のあった3名のうち1名の者は、給与から、控除は無かったとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人及び同社の事業主を含め3名について、同社が適用事業所となった1か月後の昭和35年10月1日に被保険者の資格を取得しており、加えて、2名（事業主を除く）の厚生年金保険手帳記号番号払出簿の資格取得日は、被保険者名簿の資格取得日と一致していることから、社会保険事務所の手続誤りは考え難い。

そして、A社は、昭和38年4月11日に全喪しており、事業主と連絡がとれないため、上記3名の者について、被保険者資格の取得が35年10月1日

となったことについて、この者から確認することはできなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人は記憶しているとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月26日から35年6月20日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年10月2日であり、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人及び事業主を含む7名が同日に被保険者資格を取得し、申立人のみが資格取得日のわずか24日後の同月26日に資格を喪失している。

そして、A社は、昭和42年1月1日に全喪しており、同社の事業主は所在不明であり、同社及び事業主から、申立人の厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

一方、申立人は社会保険事務所の記録上、資格取得の24日後の昭和31年10月26日に資格を喪失しているが、この資格喪失を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は44か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が3回提出されているはずであり、社会保険事務所は、この3回の算定基礎届の処理日の際に、同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであることから、当該資格喪失処理については、事業主の届出に基づき行われており、その結果、昭和31年11月以降の申立人の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知は行われていないものと考えられる。

このため、事業主は、社会保険事務所から、申立人の昭和31年11月以降の厚生年金保険料の納入告知は行われなかったところ、A社の被保険者数は、申立期間のうち、昭和31年11月から32年7月までは6名、32年8月から33年3月までは3名と少なく、加えて、上記3回の標準報酬月額算定基礎届があったことから、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、この間に社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録（昭和31年10月26日に資格を喪失していること）の誤りに気付くはずである。

また、事業主が、申立人の資格喪失届について、特段の理由もなく、資格取得日のわずか24日後の資格取得月と同月に、資格喪失届を社会保険事務所へ提出したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 62 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録がないとの回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった本人直筆の履歴書及び退職願の日付から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主及び当時の社会保険事務の担当者は、同社では、申立期間当時、入社後3か月の試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入させず、給与から厚生年金保険料を控除しないという取扱いであり、また、試用期間後であっても、厚生年金保険への加入を希望しない従業員については、加入させない取扱いをしていたとしている。

このことは、当該社会保険事務担当者が、自身も入社後3か月間の厚生年金保険の加入記録はないとしている上、申立人は、同時に入社した同僚について、厚生年金保険への加入を希望しなかったため、当該同僚の厚生年金保険の記録は無いはずであると供述しているところ、実際に社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿に当該同僚の記録が無いことなどから裏付けられる。

また、申立人は、試用期間終了後、厚生年金保険への加入を希望したか否か及び申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除があったか否かについて、明確な記憶が無く、また、これらを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から30年1月1日まで  
② 昭和31年4月1日から33年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A局（現在は、B局。以下同じ。）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録がないとの回答をもらった。昭和29年4月1日から33年3月31日までA局に勤務していたことは間違いない。それぞれの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録により、申立人が、申立期間においてA局に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A局は、昭和30年1月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間①当時は、適用事業所にはなっていなかったことが確認できる。

また、申立人は、B局の記録では、昭和29年4月5日付で臨時職員として日給制で採用されており、同局の人事担当者によれば、申立期間①当時、臨時職員は全員が30年1月1日前は社会保険の適用は無く、厚生年金保険料の控除もしていなかったとしている。そして、厚生年金保険の被保険者名簿でも申立人を含めた全員が、30年1月1日以降に被保険者資格取得をしていることが確認できることから、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者とはなっていなかったことが確認できる。

申立期間②については、申立人は、昭和31年4月1日付でA局事務補助員を命じられ33年3月31日までC共済組合に加入していたと上記人事担当者が供述している。

また、D連合会の記録により、申立人が、昭和 33 年 4 月 7 日付でC共済組合に対して旧法の退職一時金の請求をしたことが確認できる。これらの事実から、申立人は、申立期間②については共済組合に加入しており厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月20日から22年7月1日まで  
② 昭和22年7月1日から25年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無かったとの回答をもらった。申立期間①はA社で勤務し、②では国営の事業所であるB社に創立から勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶していた上司の供述等から、当該期間中、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、進駐軍労務者については、昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」に基づき、24年4月1日以降に厚生年金保険に加入させることとなっていたことから、申立期間①については、申立人は厚生年金保険の被保険者とはならない。

申立期間②については、上記の上司が、申立人と同日にA社からB社に移ったと供述していることから、期間は不明であるものの、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年1月4日であり、申立期間②のうち22年7月1日から24年1月3日までは、適用事業所となっていない。

また、B社の払下げを受けたC社は、払い下げられる前の状況については、

資料が無いため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明としている。さらに、B社の当時の事業主等は連絡先が不明である上、当該上司も申立人の勤務期間及び保険料の控除については不明としていることから、事業所及びこれらの者から、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、昭和 24 年 1 月ごろにB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、これらの者から、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月3日から29年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和28年4月1日から同年5月3日までの加入記録はあるが、その後の申立期間の加入記録が無いとの回答があった。同社には叔父の紹介で昭和28年3月下旬に入社し、B社に入社する前日の29年1月31日まで勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても継続してA社に勤務していたと申し立てており、申立期間に同社に勤務した証拠として、同社の社員旅行の写真を提出している。

しかしながら、当該写真については、撮影された日時が記録されていない上、申立人は、社員旅行に行った時期を記憶していないため、申立期間当時の写真であるか否かについて確認することができない。

また、A社は、既に全喪している上、当時の代表取締役及び経理担当者は既に死亡しており、さらに、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情

もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 16 日から 45 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A組合に勤務した昭和 44 年 9 月 16 日から 45 年 6 月 30 日までの加入記録が無いとの回答をもらった。A組合に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のB組合（A組合の人事や社会保険を管理していた事業所）の委員長及び書記の供述により、申立人が申立期間当時A組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記委員長及び書記は、申立人は申立期間において正規の職員ではなく、臨時雇用の職員であったと供述しており、また、臨時雇用の職員であったことは、申立人も認めている。

また、臨時雇用の職員に係る厚生年金保険料の控除について、委員長は、社会保険担当者が死亡しているため不明であると供述しているものの、書記は、臨時雇用の職員は社会保険に加入していなかったと記憶していると供述している。そして、申立人は、申立期間において、雇用保険の記録が無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 3 日から 12 年 6 月 2 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A株式会社には、昭和 63 年 9 月から平成 14 年 8 月まで継続して勤務していたが、申立期間については、給料から厚生年金保険料相当額が「減額金」という名称で控除されていた。同じ処遇を受けた当時の同僚の給与支給明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された同僚の給与支給明細書には、「減額金」の項目があり、合計金額が厚生年金と厚生年金基金の保険料相当額になっていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「減額金」とは、事業主が2年間分の未納保険料を納付するために、申立人を含む従業員に対し説明会を開き、了承を受けたものであったと説明しており、その性質は申立期間に係る厚生年金保険料では無いと判断される。

なお、申立人は「減額金」についてやむを得ず了承したと供述しているが、「減額金」の名称は給与明細書上に記載されており、結果的に申立人は2年間に渡って会社側の申し出どおりの処遇を受けていたことから、それに対する明確な承諾があったか否かにかかわらず、何らかの合意があったものと判断せざるを得ない。

また、社会保険庁の記録から、A株式会社の申立人が勤務していた当時の所属する課職員全員が、申立人同様の時期に資格を喪失していることが確認で

きる。

このほか、厚生年金基金の加入記録及びB健康保険組合の加入記録も社会保険庁の記録と一致する上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 7 日から 51 年ごろまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A株式会社には、申立期間について勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A株式会社に勤務していたとしているものの、勤務した期間に関する記憶があいまいである上、申立期間当時の事業主及び同僚から、申立人が申立期間について同社に勤務していた旨の証言を得ることができず、かつ、申立期間に係る人事記録等の関連資料が同社にも残っていないことから、申立人が申立期間について同社に勤務していたことを推認することは困難である。

また、申立期間に係る社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない上、事業主が算定基礎届を行い、社会保険事務所が定時決定を行うべき機会が4回以上あり、いずれの機会においても申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを事業主及び社会保険事務所双方が確認できなかったとは考え難い。

さらに、申立人の雇用保険の離職日は昭和 47 年 3 月 31 日となっており、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期とほぼ一致する。

このほか、申立人については、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1247

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から同年11月30日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A有限会社には、申立期間について勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A有限会社に勤務していたとしているものの、申立期間当時の事業主及び同僚から、申立人が申立期間について同社に勤務していた旨の証言を得ることができず、かつ、申立期間に係る人事記録等の関連資料が同社にも残っていないことから、申立人が申立期間について同社に勤務していたことを推認することは困難である。

また、申立期間に係る社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が記憶している同僚の名前は無いことが確認できるほか、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人については、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 20 日まで  
A 社（現在は、B 社。以下、同じ。）に嘱託として勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が、従業員名簿を基に作成し提出している勤務証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社が提出の勤務証明書にも記載のとおり、申立人は嘱託として同社に勤務していたところ、申立人は申立期間に、厚生年金保険のほか雇用保険についても加入記録が無く、同社は、当時の取扱いは不明としながらも、正社員については、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたはずと回答している。

また、A 社は、数度の組織改変を経ているため、現在、申立人を知る従業員は在籍していないと回答しており、同社から申立人の保険料控除等に係る事実関係を確認することができない。

さらに、A 社の元総務部長に照会したところ、申立人の入社経緯についての供述はあったものの、厚生年金保険の加入の有無については承知していないとのことであり、申立人が記憶している同僚 1 名も申立人を記憶していないため、申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が管理する事業所別被保険者名簿の申立期間に係る記載を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、被保険者名簿の記載に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 6 月 28 日まで  
昭和 30 年 10 月から 32 年 11 月 2 日までA社にウエイトレスとして勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚2名に対する照会回答結果から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に照会したところ、申立期間当時のことを最も知る元総務課長からの回答として、申立期間当時の人事記録、賃金台帳及び社会保険関係書類等は保存されておらず、申立人の勤務実態等は不明であるとの回答であった。

また、申立人は、申立期間以前にA社に勤務しており、一度退職の後、申立期間に再入社していると申し立てているところ、申立人を同社に再入社するよう働きかけたとされる申立期間当時の本店主任は、連絡先が不明であり、再入社時の事情を聴取することができない。

さらに、前述の元同僚2名についても、申立期間に係る申立人の保険料控除については不明であるとしており、申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が管理する事業所別被保険者名簿の申立期間に係る記載を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、被保険者名簿の記載に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から平成 3 年 5 月まで

A社に昭和 60 年 3 月から平成 3 年 5 月まで勤務し、給与は約 50 万円で税金等控除後手取額は 40 万円少しかったように記憶しているが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について、被保険者であったことを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務し教育機器販売の営業をしていた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

しかしながら、申立人の同僚数名に照会したところ、申立人が申立期間のうちの一部期間についてA社に勤務していたことがうかがわれる供述は得られたものの、申立人が申立期間を通じて同社に勤務していた事実を確認するまでにはいたらなかった。

また、A社の事業主等に対して照会したところ、申立人は同社に営業部長として勤務していたと供述しているが、①当時の事業主は、申立人の記憶が無く勤務の有無を回答できない、②申立人とは別に営業部長として在籍していた当時の営業部長は、申立人が営業部長として在職していた記憶が無いと回答しており、さらに、③申立人を他社から引き抜いたとされる同社の元常務は既に死亡しており、これらの者から申立内容に係る関連資料や周辺事情を得ることができなかった。

さらに、A社における申立人の雇用保険の加入記録も無いことから、申立人が、申立期間に同社に継続的に勤務していたことを確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 11 日から 28 年 12 月 28 日まで  
申立期間に、A社に経理担当者として勤務し、同社が昭和 28 年 7 月 6 日に倒産した後は残務整理も行ったが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚数名の供述等から、申立人が同社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社の親会社であるB社に照会したが、親会社にはA社に係る関連資料は現存しておらず、申立内容に係る事実を確認できなかった。

また、申立期間当時にA社で社会保険事務を担当していた事務員に照会したが、申立人の厚生年金保険加入手続及び保険料控除については記憶が無く、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、申立人に対してA社への入社をあっせんした同社の元上司（庶務担当）は死亡しており、また、申立期間当時の上司（経理担当）は、文書照会するも回答は無く、これらの者から周辺事情等を聴取できない。

加えて、申立人は、入社後短期間ではあるが厚生年金保険加入手続等を担当する庶務の責任者の立場にあったが、自身の厚生年金保険加入手続の有無については気が付かなかったと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から10年10月1日まで  
申立期間に、A社に勤務していたが、この間の厚生年金保険加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の5年間について、A社に勤務していたこと、及び同期間について厚生年金保険に加入していたことを主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社（後に、社名変更してB社。以下、同じ。）が厚生年金保険の適用事業所となっている期間は、申立期間のうちの一部期間（A社については、7か月間。B社については、2年1か月間。）のみである。

また、A社及びB社で申立期間当時に社会保険事務を行っていた事務員は、申立人は両事業所に正社員として在籍し仕事をしていたものではなく、申立人は、同社から英語の翻訳の仕事等を外注されて行っていたものであり、同社から給与は支払っておらず、厚生年金保険に加入させていないし、保険料控除もしていないと供述している。

さらに、A社及びB社の被保険者名簿から両事業所に在籍していた計12名に照会したが、前述の事務員のほか、回答があった2名は申立人の記憶がなく、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

加えて、申立人は、申立期間のうち一部の期間（平成7年10月1日以降）について国民健康保険に加入している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から27年11月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した昭和23年11月から31年10月までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、申立人が、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和23年11月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年2月1日に資格を喪失した後、27年11月10日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入告知を行っていないと考えられるところ、仮に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合には、事業主は、社会保険事務所の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とは合致しないことに気づくはずである。事業主が、20人程度の事業所であるにもかかわらず、33か月という長期間にわたり、このような事態に気づかず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

このことについて、事業主も、厚生年金保険の被保険者でなくなった旨の届出を行いながら、従業員の給与から厚生年金保険料に相当する額を控除することは考えられないとしている。

なお、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている者が、申立人のほかに4名みられ、そのうちの1名は、申立人の後任として同様の業務内容で勤務していたとする者である。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同事業所には、昭和 48 年 3 月末まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても、A事業所に勤務していたと主張している。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和 48 年 2 月 21 日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、また、同事業所の保有する失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の離職日が 48 年 2 月 20 日であることが確認できる。

また、A事業所に確認したところ、上記通知書から判断して、申立人は昭和 48 年 2 月 20 日に同事業所を退職したとしている。

さらに、社会保険事務所のA事業所に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることを確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について照会したが、申立人が申立期間においても勤務していたことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年から28年の間における2、3年  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和20年から28年までの期間のうち2年か3年の間、A組合に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A組合における申立人の同僚の供述から判断して、期間は明らかでないが、申立人が同組合に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A組合は、昭和29年7月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所としての記録がない。

また、上記同僚は、申立期間当時、A組合の従業員は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと供述している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 11 日から 39 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、A社が存在したことは確認できるが、同謄本に記載された役員等とは連絡がとれず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認ができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 8 日から 28 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。Aには、昭和 27 年 2 月から 32 年 7 月まで継続して勤務しており、途中で辞めた記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてAに勤務していたとしているものの、当時、当該基地の雇用管理を行っていたB事務所の業務を引き継いだC事業所保管の労務者名簿から、申立人は昭和 27 年 11 月 7 日付けでDによる解雇が発令されたことが確認できる。

また、C事業所では、「申立期間は、当該基地配属の部隊をE半島にシフトするために、多額の費用が必要であった時期で、人件費を最大限節約する必要があったと思われる。Aの雇用人数は、Dの事情等によりその都度変わるものである。」旨の供述をしている。

さらに、申立人は、当該基地には、昭和 27 年 2 月から 32 年 7 月まで継続して勤務していたと申立てているが、社会保険事務所の記録から、申立人は、28 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、F社G炭坑において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、C事業所保管の労務者名簿、厚生年金台帳索引簿及び被保険者名簿に記載された申立人の資格得喪年月日は、社会保険事務所の記録と一致しているほか、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態を確認することができないほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者であったとは認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 20 日から 41 年 12 月 20 日まで  
船員保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、A社のあっせん、仲介により、B国のC港を本拠地とするまぐろ延縄漁船に乗船勤務していたので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてB国船籍の漁船に船員として乗船勤務していたと申し立てているところ、申立期間に船員手帳の交付を受けた記憶は無く、また、出入国の際にはパスポートの発給を受け、民間の船舶を利用したと供述している。

そして、申立期間当時のA社B国現地事務所の事務責任者は、D漁港の船員組合員に対する募集説明会において、申立人を含む応募者全員に対し、A社はその仲介を行うだけで、雇用契約は、B国法人のE社と直接結ぶことになること及び勤務期間中は日本の社会保険の適用は受けないことを説明し、それらのことを了承した者のみを渡航させたと供述している。さらに、当該事務責任者は、申立人が乗船していた漁船の船舶所有者はE社1社であり、申立人は同社から給与をもらっていたと供述している。

なお、船員法では、船員とは、日本船舶等に乗組む船長及び海員並びに予備船員と規定されているところ、申立人が申立期間に乗船勤務した漁船については、外国籍船であり、かつ、船舶所有者が外国法人であることから、船舶法に定める日本船舶等には該当せず、申立人は船員法上の船員ではなかったものと判断される。

このため、申立人が申立期間において船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 21 日から 53 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、A社に勤務しており、当該期間中の源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元役員、同社の経理事務担当者及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当該経理事務担当者は、厚生年金保険の適用事業所の手続を行ったことは無く、保険料の控除もされていなかったとしている。加えて、当該同僚も、申立期間中の厚生年金保険料控除に関する記憶は無いとしている。

そして、申立人から提出のあった給与所得の源泉徴収票（昭和 52 年）に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料額を含むものとしては著しく低額であり、厚生年金保険料は控除されていなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から20年9月まで  
② 昭和32年から33年まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については毛織物の会社（社名不明）に、申立期間②についてはA社B工場に勤務していたので、両期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、毛織物の会社に勤務していたと申立てているところ、当該会社の社名等については記憶が無いと供述している。

そして、申立人は、申立期間当時の事業主や同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

さらに、事業所名検索により、申立人が上述の会社が存在したと主張する区内には、昭和36年ごろまで毛織物会社が1社（C社）存在していたことが確認できるが、申立人は同社に関する記憶は無いと供述している上、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿にも申立人の名前は見当たらない。

また、申立期間②については、A社B工場に勤務していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については明確でないと供述している。

そして、A社B工場は、昭和37年6月1日に全喪しており、事業主等とも連絡が取れないことから、事業主等から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社B工場の同僚の氏名を記憶していな

いため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。そこで、社会保険事務所の同事業所に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に連絡を取ったが、申立人について記憶している者は見られなかった。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 63 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 59 年 12 月から 63 年 10 月末日までの厚生年金保険の加入記録が無いという旨の回答をもらった。同社には、59 年 12 月から勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述及び勤務状況等に関する申立内容から判断すると、具体的な期間は不明であるが、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社が加入していたB健康保険組合の記録を確認したところ、申立人は、昭和 63 年 11 月 1 日に同健康保険組合にて資格を取得しており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、登記簿謄本から確認できる複数の取締役によると、申立期間当時の同社の従業員は 200 名ないし 300 名程度であったとしているところ、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から確認できる厚生年金保険の被保険者は、100 名程度であることから、同社は厚生年金保険については、すべての従業員を加入させていたわけではない、あるいは、入社後一定期間経過してから加入させていたものと考えられる。そして、昭和 63 年に申立人と共に取締役就任し、申立人の上司であった者の厚生年金保険の資格取得日も平成元年になってからである。

さらに、申立人の雇用保険についても、取締役就任前の加入記録が存在しないことから、同社は、入社当初に申立人に係る社会保険の手続きを行わな

かったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 48 年 3 月 21 日となっていた。同社には、同年 3 月末日まで勤務していたので、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 48 年 3 月末日まで勤務していたとするが、社会保険事務所の記録では、同社において、46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、48 年 3 月 21 日に資格を喪失しており、同年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

そして、同社が加入しているB厚生年金基金の記録では、昭和 46 年 4 月 1 日に資格を取得し、48 年 3 月 21 日に資格を喪失していることから、上記厚生年金保険の資格と一致している。

また、同社から提出のあった同社の従業員に係る社会保険個人別台帳により、申立人は、昭和 48 年 3 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。同社は、このような状況から考えると、申立人は昭和 48 年 3 月 20 日付けで同社を退職しており、申立人の給与から同月の厚生年金保険料を控除していないと考えられるとしている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月 1 日から 63 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 5 月 21 日から平成 2 年 5 月 16 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 57 年 8 月から平成 9 年 5 月までの期間のうち、57 年 8 月から 63 年 2 月までの申立期間①及び 63 年 5 月から平成 2 年 4 月までの申立期間②の加入記録が無いという回答があった。申立期間①及び②についても、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 57 年 8 月 1 日から平成 9 年 5 月末日まで継続して勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社において、昭和 63 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 5 月 21 日に資格を喪失後、平成 2 年 5 月 16 日に同社において再度、資格を取得し、9 年 5 月 31 日に資格を喪失しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

そして、B健康保険組合の記録では、申立人は、同社において健康保険の資格を平成 2 年 5 月 16 日に取得し、9 年 5 月 31 日に喪失していることから、上記厚生年金保険の再取得後の被保険者記録と一致している。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録では、同社において平成 2 年 5 月 16 日に被保険者となり、9 年 6 月 15 日に離職していることが確認でき、上記厚生年金保険の再取得後の記録とほぼ一致している。

さらに、申立人が自分と同時期の昭和 57 年秋頃に同社に入社し、同様の業務に就いていたとする同僚の厚生年金保険の加入状況を見ると、申立

人とは異なり、昭和 63 年 3 月から 5 月までの加入記録が無い上、申立人の再取得日と同日である平成 2 年 5 月 16 日に同社にて厚生年金保険の資格を取得しており、申立期間の加入記録が無い。

加えて、同社はすでに解散しており、かつ、当時の事業主は死亡しているため、申立期間当時の同社の経理担当者を確認したところ、当時のことを記憶していない上、同社の厚生年金保険関係の資料を保管していないことなどから、昭和 63 年 3 月 1 日から 5 月 21 日まで申立人が当該期間に厚生年金保険に加入している理由や申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできないとしている。

また、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から29年3月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事務所に勤務した申立期間の厚生年金保険加入の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同事務所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B共済組合C支部が作成した履歴書により、申立人が、昭和26年3月22日にA事務所に入所し、29年4月15日に同事務所を退職したことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年6月1日であることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

そして、上記履歴書によると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年7月から29年4月までの10か月は公務員として共済組合に加入しており、その後、当該期間について退職一時金が支給されており、当該期間は、厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、同事務所に勤務していた従業員についての厚生年金保険の加入状況や給与からの厚生年金保険料控除の有無について、同事務所に照会したところ、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間に、厚生年金保険料を控除していたとは考えられないとしている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 31 日から 63 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和 60 年 6 月 1 日から 63 年 3 月まで勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 63 年 3 月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 4 月 25 日までA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、昭和 60 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主の妻は、同社は、すでに解散しており、当時の資料は全て破棄していることもあり申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができず、また、同社は 60 年 12 月ころ資金繰りが大変で厚生年金保険から脱退しており、脱退後は、厚生年金保険料の控除をしていなかったと供述している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に同社に入社して、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に同社の厚生年金保険の適用状況や申立人の勤務状況等について照会したところ、連絡がとれた3名の従業員のうち、社会保険担当の1名の従業員は、同社は、全喪した後は厚生年金保険料を控除しておらず、全喪した時に従業員から健康保険証を回収し、国民年金及び国民健康保険への加入手続きを行うように伝えた記憶があるとしており、さらに、もう2名の同僚は、申立人の名前を記憶し

ているが、その勤務期間等については分からないとしている。そして、社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和 60 年 12 月 31 日から 61 年 4 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 7 日から 53 年 8 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和 52 年 7 月 7 日から 53 年 8 月 25 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月 7 日から 53 年 2 月 21 日までについては、申立人には、同社に係る雇用保険の加入記録がなく、また、53 年 2 月 21 日から 53 年 5 月 24 日までは、他の事業所に勤務していたことが確認でき、当該期間は、A社に勤務していたことは認められない。そして、同社は 53 年 5 月 1 日に全喪しており、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社における事業主等の所在が不明であることから、事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間同時に同社に入社して、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、いずれも連絡がとれず、これらの者から申立人の勤務の

実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月4日から29年6月24日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和25年7月1日から40年9月20日まで勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、A社に昭和25年7月1日から申立期間も含め40年9月20日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立人は、昭和27年6月4日に被保険者資格を喪失し、その後29年6月24日に資格を再取得していることが確認できるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったものと認められる。なお、申立期間当時、申立人と同様に被保険者資格を喪失し、再取得している者は確認できない。

また、A社は、昭和52年6月21日に全喪しており、当時の事業主等も所在が不明であり、そして、申立人は、同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、事業主、上司、同僚等から申立期間当時に事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届を提出した理由並びに業務内容及び勤務形態の変更の有無等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる20名の従業員に確認したところ、連絡のとれた従業員4名のうち、2名は申立人について記憶がないとし

ており、申立人を記憶している2名の従業員は、申立期間当時の申立人の業務内容及び勤務形態や厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 22 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 41 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 31 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 41 年 3 月 1 日から申立期間の 46 年 3 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、A社では、申立期間当時の資料を保有していないことなどから、申立人が昭和 46 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

また、当時のA社において、申立人が氏名を記憶している1名の同僚は、申立人とは一緒に働いていた記憶はあるが、申立期間に申立人が勤務していたかは記憶にないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に同社に入社して、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡がとれた3名の従業員のうち、1名は申立人について記憶がないとしており、1名の従業員は、申立人とは同一の業務と一緒に勤務していたが、退職日については分からないとしており、さらに、もう1名の従業員は、申立人とは同期入社であるが、自分は昭和 45 年 3 月 1 日に退職しているので申立人の退職時期は分からないとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事

情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から29年4月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年から 44 年 7 月頃まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張している。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社の代表者及び複数の同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人のA社における加入記録は存在しない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月から同年 3 月まで  
② 昭和 58 年 2 月から同年 3 月まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した①の期間及びB社に勤務した②の期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料を控除されていたか覚えていないが、両社に勤務したのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

①の期間については、A社の申立人の同僚の供述から、期間は明らかではないが、申立人が、同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に勤務していた期間についての申立人の記憶は明確ではない。また、雇用保険の記録においても、申立人のA社における加入記録は存在しない。

さらに、A社の事業主は、申立人のことを記憶しておらず、採用してから14日間は試用期間であり、その後半月ほど経過してから厚生年金保険に加入させていたとしている。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、上記同僚から、申立人が勤務していたことは記憶しているが、同社では入社してすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった記憶があるとの回答があり、そのほかの者は、申立人を記憶していなかった。

加えて、①の期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、②の期間については、申立人は、B社に勤務していたと主張してい

る。

しかし、B社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、B社における同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況等を確認することができない。

さらに、②の期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月から24年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A県庁に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間についても、同県庁に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A県庁職員として進駐軍キャンプに勤務していたと主張しているが、同県は、申立人が同県庁に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が同県庁に勤務していたことを確認することはできないとしている。

一方、申立人から提出のあったC防衛施設局（現在は、D防衛局）の発行した就労証明書では、申立人は、昭和22年7月20日から24年2月28日までの期間について、A県庁職員ではなく連合国関係使用人としてA県及びF県に駐屯する進駐軍キャンプで勤務していたことが確認できる。

しかし、進駐軍労務者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）により社会保険制度が昭和24年4月1日から適用となり、厚生年金保険にも加入することとなったことから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められる。

このため、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月ころから 63 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと主張している。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 51 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において、適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が記憶していた同僚は、申立人はA社の従業員ではなかったとしている。

さらに、申立人は、当該同僚を除き、同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務の実態、厚生年金保険料の控除等を確認できない。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時において、同社で勤務していたことが推認できる複数の従業員に確認したところ、当該従業員は、申立人が同社に出入りしていたことは記憶しているが、申立人は同社の従業員ではなかったと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 5 月 1 日までの期間と、B社に勤務していた期間のうち、昭和 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、A社については、C社を社名変更しただけで、引き続き勤務していたし、B社については、退職したのは 23 年 8 月末日ではなく、10 月末日であるので、両期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の期間について、A社及びB社に勤務したと申し立てている。

しかし、申立期間①において申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録もない。

また、申立人の記憶しているA社及びB社における複数の同僚は、既に死亡しているなどのため、申立期間①及び②における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた昭和 31 年 11 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。しかし、当該期間はA社に勤務していたので、当該期間において厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の証言から、期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは、推認できる。

しかし、同社について、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、同僚は、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと証言している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。